

第3章 人口・経済・地域社会をめぐる現状と課題

第1節 人口をめぐる現状と課題

Q 1 現在の日本がかかえている人口問題はどのようなものですか。

A 1

●急速な高齢化の加速

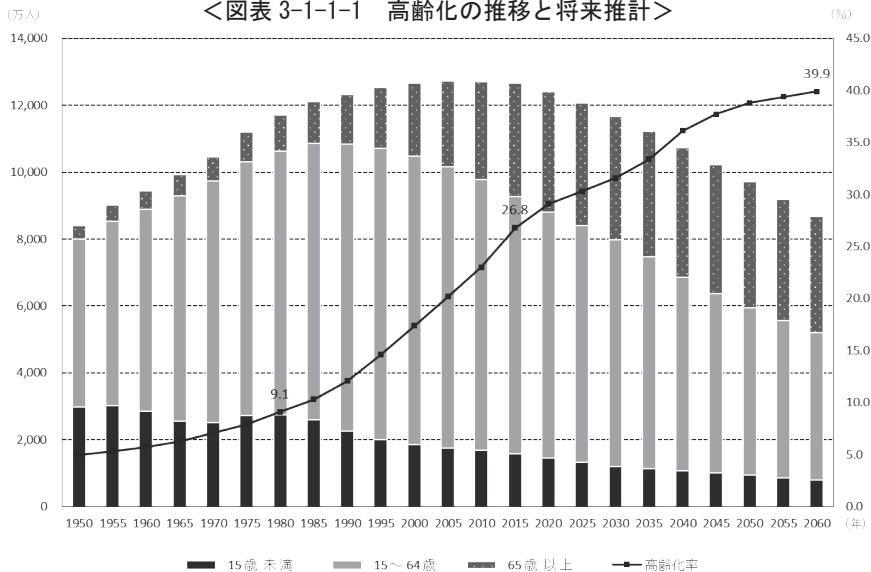
2014年における65歳以上の高齢者人口は過去最高の3,300万人、高齢化率（総人口に占める割合）は26.0%と過去最高となっている。

65歳以上の高齢者人口は、1950年には総人口の5%に満たなかったが、1970年には国連の報告書において「高齢化社会」と定義された水準の7%を超え、1994年にその倍の水準である14%を超えて「高齢社会」といわれ、さらにその後も上昇を続けている。2005年には20.2%と20%を超え、2013年には25%を超えた。

また、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位（死亡中位）推計によると、高齢化率は2024年に30.1%となる予測であり、20%から30%へ上昇する期間（19年間）は10%から20%まで上昇した期間（20年間）よりもさらに短くなる見込みである。

高齢化社会と言われ始めた1970年以降、高齢者人口は年々増加を続けてきたが、死亡数も増加することから、2020年以降になると高齢者人口は、約3,600～3,800万人の間でほぼ横ばいで推移する。ただし、総人口の減少が進むため、高齢比率は長期にわたって上昇を続ける。

<図表 3-1-1-1 高齢化の推移と将来推計>



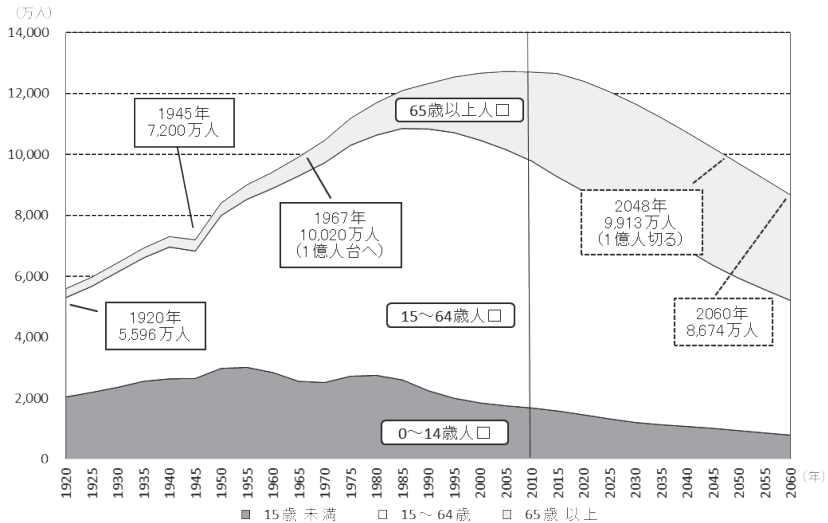
(備考) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位・死亡中位)をもとに作成

●生産年齢人口の減少

日本は、1974年に出生率が2.05と人口置換水準である2.07を下回り、その後も出生率の低下傾向が続き、生まれる子どもの数が減り続けたため、全人口の年齢構成が変化することとなり、0~14歳の年少人口の割合は徐々に減少し、65歳以上の高齢者層の割合が増加してきた。その結果、1990年代半ばには、15~65歳の生産年齢人口が減少に転じ、2008年からは総人口が減少することとなった。

1990年代に出生率が1.5を下回るなど厳しい少子化により、生産年齢人口減少が加速化し、2013年には前年に比べて116.5万人減少しており、32年ぶりに8,000万人を下回った。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位(死亡中位)推計によると、生産年齢人口は2013年から2020年までには約50万人、更に2030年までは約100万人も減ると推計されている。また、2040年以降は高齢者人口も減少に転じ、年少人口は1,000万人を割るとも推計されている。

＜図表 3-1-1-2 人口構造の推移と見通し＞



(備考) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位・死亡中位)をもとに作成

●少子化の流れ

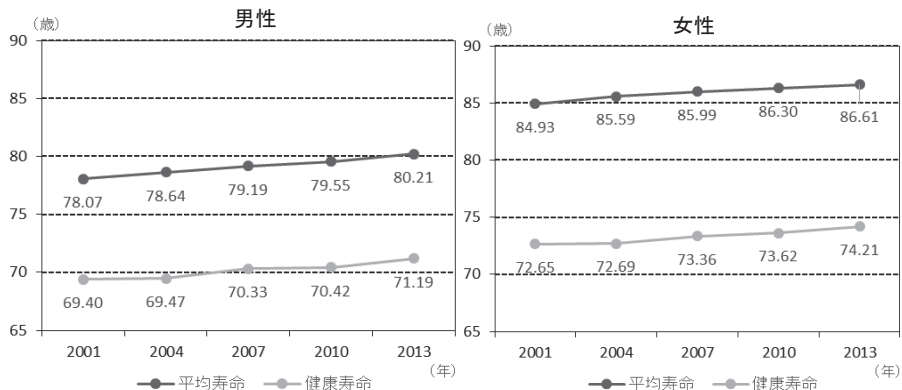
一般に将来推計人口として利用されている中位推計(出生中位・死亡中位)では、合計特殊出生率は、2010年の実績値1.39から2014年まで概ね1.39で推移し、その後2024年の1.33に至るまで緩やかに低下し、以後やや上昇して2030年の1.34を経て、2060年には1.35になると仮定している。その後もほぼ横ばいで推移されるとみられ、人口置換水準の2.07にはかなりのかい離がある。

現状のまま推移した場合は、年少人口や生産年齢人口の割合が低下し続け、こうした人口減少・超高齢化により、経済や社会にひずみが生じてくるおそれがある。ただし、今後は高齢者人口の増加が小さくなると推計されており、少子化の流れが変われば、子どもの数が増え、社会全体が若返り、人口構造が変わる可能性はある。

●平均寿命と健康寿命

2013年の日本人の平均寿命は男性が80.21年、女性が86.61年であり、また、健康寿命（日常生活に制限のない期間）は、男性71.19年、女性74.21年となっている。平均寿命と健康寿命の差は、2001年は男性8.67年、女性12.28年、2013年は男性9.02年、女性12.4年とその差は広がってきており、平均寿命の伸びほど健康寿命が伸びていないことがわかる。

<図表 3-1-1-3 健康寿命と平均寿命の推移>

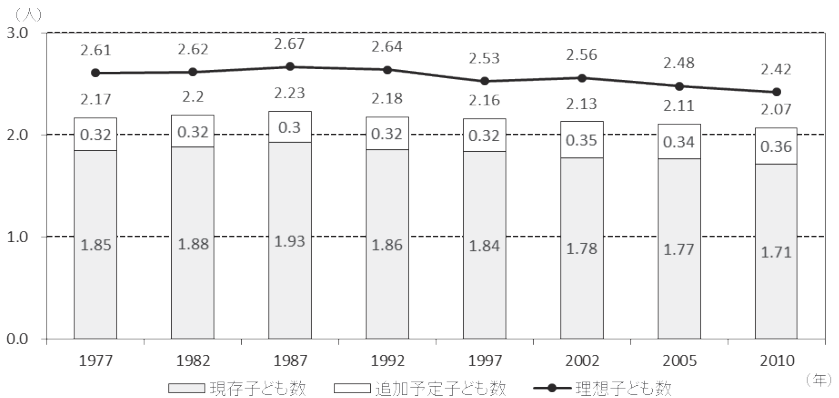


(備考) 内閣府「平成27年版 高齢社会白書」

●子どもを持ちたいという希望

2010年「出生動向基本調査」では、夫婦にたずねた理想的な子どもの数は2.42人、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数は2.07人となっているが、1970～90年代の理想子ども数は約2.6人でほとんど変化がなく、1990～2000年代に若干下がっている。実際、合計特殊出生率は1.3～1.4であり、理想の子ども数との差が大きく、かつ開いていることから、子どもを持ちたいという希望がかなえられることが大切である。

＜図表 3-1-1-4 平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移＞



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

Q2 どうして日本では少子化が深刻化しているのですか。

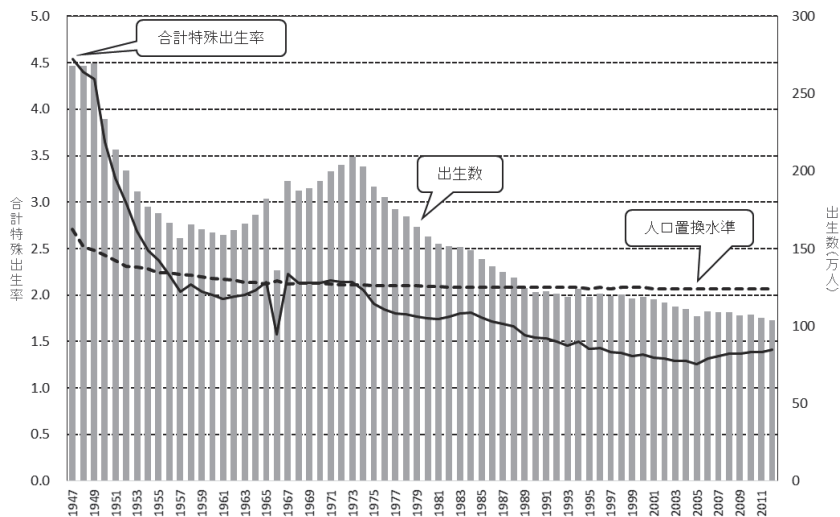
A2

●少子化の変遷

戦後の日本は経済成長による所得水準の向上、国民皆保険・皆年金など社会保障の充実、医療技術の向上等により豊かな生活環境が整ってきており、1960年頃からはそれまでの多産少死から少産少死への人口転換が進み、1975年前後までの合計特殊出生率は人口置換水準前後の2.1前後で推移してきた。

1971～74年の第二次ベビーブーム以降、第一次オイルショックによる経済的な混乱や、人口増加傾向を受けて静止人口を目指す考え方が普及したこと等により、生まれる子どもの数が減少し続けるようになり、1975年に合計特殊出生率は2.0を割り込む1.91にまで低下した。低下し続ける合計特殊出生率は1980年代初めにやや回復したものの、80年代半ばから再び低下し続け、人口置換水準からのかい離も大きくなっていった。

<図表 3-1-2-1 出生数・合計特殊出生率・人口置換水準の推移>



(備考) 厚生労働省「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」をもとに作成

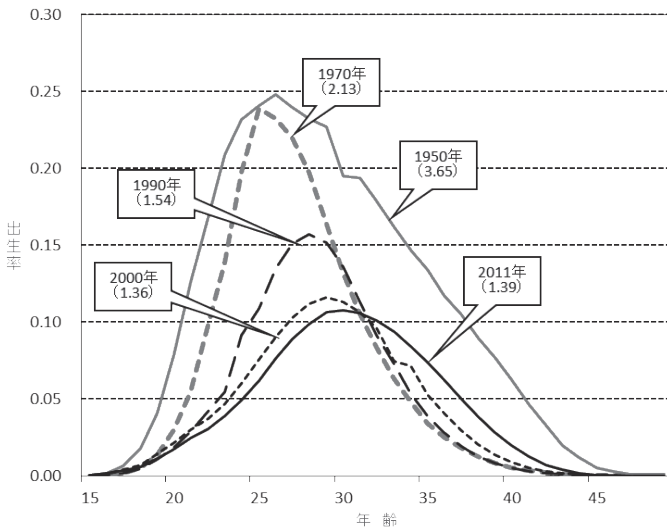
●80年代以降の少子化の要因

＜非婚化・晩婚化・晩産化＞

少子化に影響を与える要因として、非婚化・晩婚化及び結婚している女性の出生率低下などが考えられる。1970年代後半からは20歳代女性の未婚率が急激に上昇したほか、結婚年齢が上がるなど晩婚化も始まり、1980年代に入ってから、30歳代以上の女性の未婚率も上昇しており、晩婚と合わせて未婚化も進むこととなった。

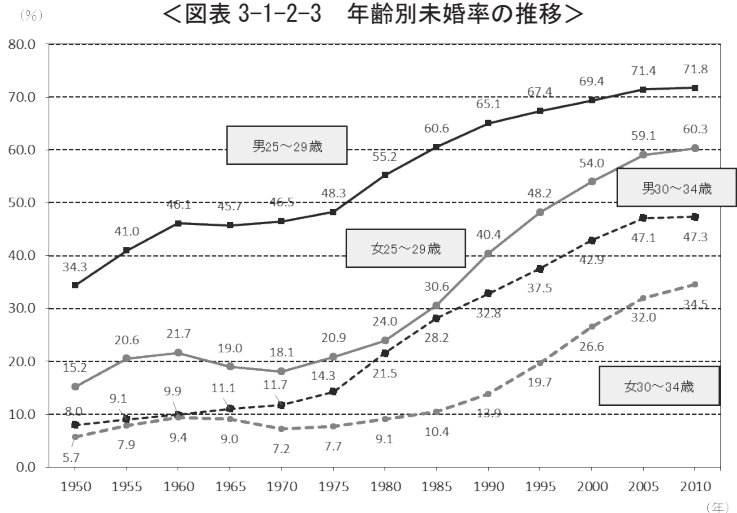
年齢別出生率を見ると、1950年・70年は20代半ばでピークを迎える山型の曲線を描いているが、次第にそのピークが推移していき、出産年齢が上昇するとともに、出生率の高さを示す山が低くなっていくなど、出生率の低下と晩産化が同時に進行していることがわかる。また、1980年代以降は、晩婚化・晩産化により、20代の出生率が大幅に下がり、30代の出生率が上昇するという出生率の山が後に推移する動きがみられるようになった。

＜図表 3-1-2-2 年齢別出生率の推移＞



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」をもとに作成

＜図表 3-1-2-3 年齢別未婚率の推移＞



(備考) 総務省「国勢調査」をもとに作成

さらに、デフレが慢性化する中で、収入が低く、雇用が不安定な男性の未婚率が高いほか、非正規雇用や育児休業が利用できない職場で働く女性の未婚率が高いなど、経済的基盤、雇用・キャリアの将来の見通しや安定性が結婚に影響することから、デフレ下による低賃金の非正規雇用者の増加などは、未婚化を加速しているおそれがある。

＜女性の社会進出・価値観の多様化＞

1985年に男女雇用機会均等法が成立し、女性の社会進出が進む一方で、子育て支援体制が十分でないことなどから仕事との両立に難しさがあるほか、子育て等により仕事を離れる際に失う所得(機会費用)が大きいことも、子どもを産むという選択に影響している可能性がある。

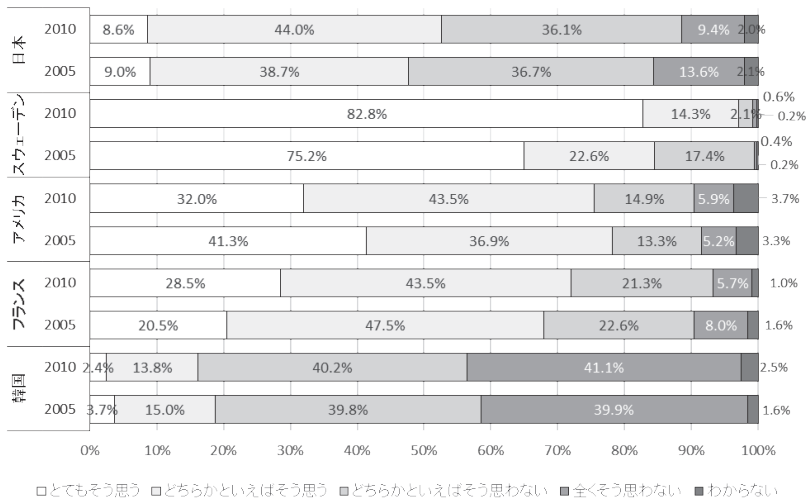
また、多様な楽しみや単身生活の便利さが増大するほか、結婚や家族に対する価値観が変化していることなども、未婚化・晩婚化につながっていると考えられる。

●少子化への取り組み

1990年の「1.57ショック」により厳しい少子化の現状が強く認識されるようになったものの、最初の総合的な少子化対策である「エンゼルプラン」がまとめられたのは1994年、少子化社会対策基本法が制定されたのは2003年であった。1970年代から整備された高齢者向け社会保障制度に比べて、少子化対策は非常に遅れをとっている。

少子化社会に関する国際的な意識調査によれば、「あなたの国は、子どもを産み育てやすい国だと思いますか」の質問に対して、日本では4割以上が「そう思わない」と回答しており、国際的に見てその割合は相当に高い。

<図表 3-1-2-4 子どもを産み育てやすい国だと思うか>



(備考) 内閣府 2011年「少子化社会に関する国際意識調査報告書」

Q 3 少子化対策に関する現行制度は、どのようになっていますか。**A 3****●現行制度までの経過**

1990年の「1.57ショック」（合計特殊出生率が1.57と「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった1966年の合計特殊出生率1.58を下回ったこと）を契機に、政府は、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを強く認識し、対策の検討を始めた。

1994年に最初の総合的な少子化対策となる「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（「エンゼルプラン」）が関係省庁の合意で策定された。エンゼルプランでは、少子化の要因として晩婚化の進行と夫婦出生力低下の兆しを挙げ、これら背景には女性の職場進出、子育てと仕事の両立困難、育児の心理的・肉体的負担増大、住宅事情、子育てコストの増大などがあると指摘した。そして、保育サービスの充実を中心とする7項目について具体的対応策を列挙し、特に、保育サービスの拡充は「緊急保育対策等5か年事業」に基づき重点的に実施した。

その後、少子化問題への国民的議論が喚起されたとはいえ、出生率の低下は止まらなかった。1999年には、改正版ともいえるべき「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（「新エンゼルプラン」）が関係省庁の合意で策定された。新エンゼルプランは、エンゼルプランと緊急保育対策等5か年事業を見直したもので、エンゼルプランと比べて固定的な性別役割分業を前提とした職場優先の企業風土の是正という点をかなり大きく扱うこととなった。

●少子化社会対策基本法

新エンゼルプランの後、2001年7月には、働き方改革重視の視点から「仕事と子育ての両立支援等の方針」が閣議決定され、「待機児童ゼロ作戦」が開始されるなど、政府は次々と対応策を講じてきたが、この間も出生率の低下は止まらなかった。そこで、政府一体となり少子化対策を推進するため、

少子化対策関連の立法化を初めて進めることとなった。

2003年7月に成立した「少子化社会対策基本法」は、今後の少子化の目的、基本的理念、施策の基本的方向、国・地方公共団体・事業主及び国民の責務を定めている。同法は、国の責務のひとつとして大綱のとりまとめを課していることから、少子化社会対策会議のもとで「少子化社会対策大綱」が策定された。同大綱を受けて、新エンゼルプランに代わる新たな実施計画として「少子化社会対策大綱の具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）」が策定された。子ども・子育て応援プランは、少子化の流れを変えるための「4つの重点課題」と「28の具体的行動」を提示し、計画の実施期間である2005～2009年の5年間に講ずる施策や数値目標、実現した場合の将来の社会の姿（おおむね10年後）を示すなどした。

●次世代育成支援対策推進法

「少子化社会対策基本法」と同時に成立した「次世代育成支援対策推進法」は、地方公共団体や企業（常時雇用労働者101人以上）が、次世代育成支援のための取組を促進するよう、行動計画の策定を義務付けた法律である。10年間の時限立法である同法は、特に男性を含めた働き方の見直し等の観点から事業主が子育て支援を進めるよう促している。

なお、同法は2014年4月に一部改正され、法律の有効期限を2025年3月まで10年間延長するとともに、子育て支援の実施状況が優良な事業主について厚生労働大臣が認定する新制度（特例認定制度）を創設するなど、次世代育成支援対策の更なる推進・強化が図られている。

●子ども・若者育成支援推進法

少子化対策の一つに若者の自立支援、特にニートや引きこもり等の社会的自立が困難な子どもや若者への取組が大きな問題となっている。2010年4月に成立した「子ども・若者育成支援推進法」では、教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的な推進と、ニートや引きこもり等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進が図られている。とりわけニートや引きこもり等に対して、関係機関が

現場レベルにおいてより一層連携して支援する地域協議会の仕組みが定められたことが特色である。

●子ども・子育て支援法

2010年1月には、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定された。同ビジョンでは、エンゼルプラン、新エンゼルプラン、子ども・子育て応援プランに次いで、2010～2014年度の5年間で対象とした4番目の少子化対策プランとして、子ども手当等の経済的支援も含めた包括的な子育て支援策が打ち出された。さらに政府は「子ども・子育てビジョン」の確実な実現に向けて「子ども・子育て新システム」を構築することとし、少子化社会対策会議およびその下位会議で制度設計を行った。そうした検討なども踏まえながら、社会保障・税一体改革の一環として、2012年8月に子ども・子育て支援法など関連3法が成立することとなった。

同法では、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付を行うこと（「施設型給付」）、小規模保育等（家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）への給付を行うこと（「地域型保育給付」）、認定こども園制度を改善すること、さらに、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）を充実することを定めており、従来の少子化対策関連法以上に対策の量的拡充や多様化、予算措置を行っていることが特徴である。サービスの実施主体は市町村であり、市町村は地域のニーズに基づく計画策定、給付・事業を行うこととしている。また、市町村においても「子ども・子育て会議」を設置することが努力義務とされた。

法律名	概要
少子化社会対策基本法 (2003年7月成立)	<ul style="list-style-type: none"> ・国が「子ども・子育て応援プラン」を策定 ・「4つの重点課題」と「28の具体的な行動」を提示 ・計画実施期間 2005年～2009年の5年間に講ずる施策や数値目標、実現した場合の将来の社会の姿（おおむね10年後）を記載
次世代育成支援対策推進法 (2003年7月成立) (2014年4月一部改正)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体と企業（常時雇用労働者101人以上）が次世代育成支援の行動計画を策定するよう義務化 ・行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣から認定（くるみん認定）を受けられる（事業主のイメージアップや優秀な人材確保につながる） ・法一部改正に伴い、法律の有効期限を2025年3月まで延長、くるみん認定を受けた企業に対してさらなる優良企業認定（プラチナくるみん認定）をする制度創設
子ども・子育て支援法 (2012年8月)	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策の量的拡充や多様化を推進 ・「施設型給付」：認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付を創設 ・「地域型保育給付」：小規模保育等（家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）への給付を創設 ・認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等） ・地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」） ・子ども・子育て会議の設置 等

Q 4 国や地方自治体ではどのような少子化対策に取り組んでいますか。

A 4

●国と地方自治体の役割分担

国は、法制度の創設・改正、全国統一的な指針や基準の作成、必要な予算の確保等、制度の枠組みと基盤づくりを行っている。施策の実施は、都道府県や、住民に最も身近な地方自治体である市町村が、地域や住民のニーズに応じながら担当し、児童手当等をはじめとした家庭・個人への直接給付、妊娠・出産支援、母子保健・小児医療体制の充実、地域の子育て支援、保育サービスの充実、放課後対策、子育てのための住宅整備、働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスの促進など、子育て支援施策の多くが、地方自治体、特に市町村を中心に実施されている。

●直近の取組

<子ども・子育て支援新制度>

2015年4月施行の子ども・子育て支援新制度の主なポイントは、①認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、といった3点である。新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指している。

また、新制度では、基礎自治体である市町村が実施主体となり、「施設型給付」等の給付や「地域子ども・子育て支援事業」を計画的に実施し、市町村による子ども・子育て支援策の実施を国と都道府県が重層的に支える仕組みとなっている。

<次世代育成支援対策推進法一部改正（対策の推進・強化）>

次世代育成支援対策推進法は、2005年に施行され、地方公共団体及び事業

主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進している。

2014年には、次世代育成支援対策推進法を一部改正した。改正内容としては主に、①法律の有効期限を2025年3月まで10年間延長、②新たな認定（特例認定）制度の創設の2点である。②については、事業主のうち特に次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものについて、特定認定を受けた場合、行動計画の策定・届出義務に代えて、当該次世代育成支援対策の実施状況の公表を義務付けることとなる。

<地域少子化対策強化交付金>

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うため、地域の実情に応じて地域独自の先駆的な取組を行う都道府県及び市区町村を国が支援することを目的とした「地域少子化対策強化交付金」が、2013年度補正予算で創設された。

都道府県及び市区町村は、①結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うための仕組みの構築、②結婚に向けた情報提供等、③妊娠・出産に関する情報提供、④結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備を事業内容とする計画を定め、それに基づいて事業を実施することとされている。また、2014年度補正予算では、新たに「結婚・妊娠・出産・育児への前向きな機運醸成」を対象に加えると同時に、交付上限の引上げを行った。

<結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置>

2015年度税制改正において、直系尊属（贈与者）が、子・孫等（受贈者）名義の金融機関の口座等に、結婚・妊娠・出産・育児に必要な資金を拠出する際、この資金について、子・孫等ごとに一定額を非課税（1,000万円まで（うち結婚関係は300万円まで））とする措置を導入した。期間は2015年4月から2019年3月までの間となっている。

また、資金使途としては、①結婚関係では挙式等費用、新居の住宅費、引越費用、②妊娠・出産・育児関係では不妊治療費用、出産費用、産後ケア費

用、子の医療費、子の保育費（ベビーシッター費用を含む）となっている。

＜教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置＞

祖父母（贈与者）が、子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出し、この資金について子・孫ごとに1,500万円（学校等以外の者に支払われるものについては500万円）までを非課税とする措置である。期間は2013年4月から2015年12月までの間となっているが、2015年度税制改正において、2019年3月まで非課税措置は延長された。

高齢者世代の保有する資産の若い世代への移転を促進することにより、子どもの教育資金の早期確保を進め、多様で層の厚い人材育成に資するとともに、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援し、経済活性化に寄与することが期待されているものである。

●地方公共団体における少子化対策の重点的取組施策

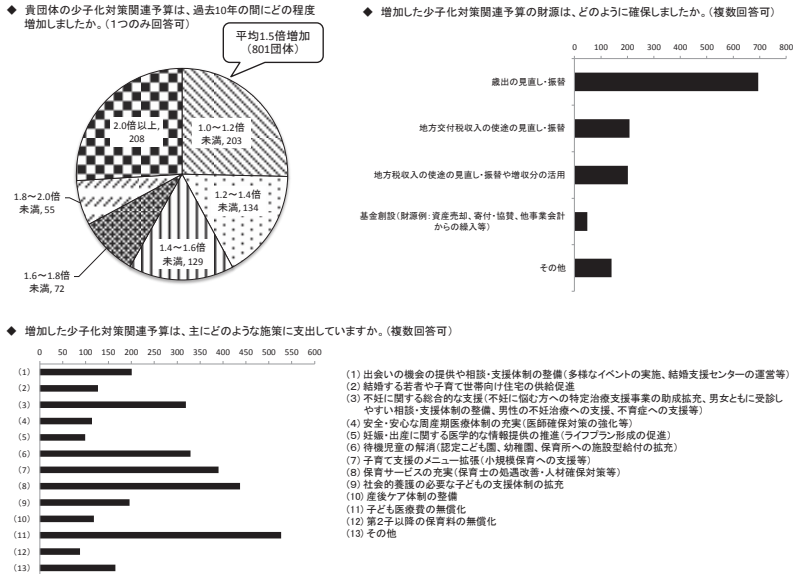
都道府県・市区町村が実施する少子化対策等の現況を把握するため、内閣府で2014年9月に「地方公共団体における少子化対策等の現況調査」を実施した。

調査結果によると、地方公共団体においては、少子化対策のうち、「待機児童の解消（認定こども園、幼稚園、保育所への施設型給付の拡充）」、「子育て支援のメニュー拡張（小規模保育への支援等）」について、特に重点的に施策を行っている。今後、強化していくことが必要と考える施策については、「出会いの機会の提供や相談・支援体制の整備（多様なイベントの実施、結婚支援センターの運営等）」、「子育て支援のメニュー拡張」、「保育サービスの充実（保育士の処遇改善・人材確保対策等）」といった、多様なメニューと質の向上に対するニーズが高い。さらに、地方公共団体が実施する少子化対策に対する国の支援・促進事業については、「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の強化」へのニーズが高い。

また、少子化対策関連予算については、過去10年間に「増加傾向」又は「若干増加傾向」にある地方公共団体は約76%であった。この中で、どの程度増加したかという点、平均で約1.5倍増加している。さらに、増加した少

子化対策関連予算は、「子ども医療費の無償化」や「保育サービスの充実」へ充てている地方公共団体が多い。なお、増加した少子化対策関連予算の財源は、「歳出の見直し・振替」を行うことで確保している地方公共団体が多い。

〈図表 3-1-4-1 地方公共団体における少子化対策関連予算の傾向〉



●認定こども園の設置状況、保育所の民営化

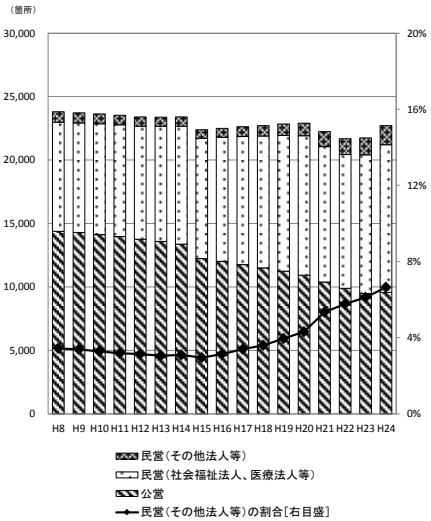
都道府県別に認定子ども園の設置状況を見ると、地域によって大きく異なっている。また、設置主体別の保育所施設数の推移をみると、保育所の公営の割合は減少し、民営の割合は増加傾向にある。民営は社会福祉法人・医療法人が大半を占めており、その他の法人（営利法人（会社）等）は増加傾向にあるものの、その割合は低い。

<図表 3-1-4-2 認定こども園等の数、保育所（公営・民営）数>

都道府県における幼稚園・保育所・認定こども園数

	幼稚園 の 数	保育所 の 数	認定 こども園 の数	割合 (%)
全国	12,907	24,425	359	10.5%
北海道	542	881	72	13.3%
青森	119	456	23	19.3%
岩手	141	364	30	21.3%
宮城	280	371	14	5.0%
秋田	90	252	37	41.1%
山形	107	245	21	19.6%
福島	342	280	35	10.2%
茨城	364	582	99	27.2%
栃木	195	390	25	12.8%
群馬	205	418	30	14.6%
埼玉	623	1,060	38	8.1%
千葉	943	943	27	4.8%
東京	1,023	2,020	103	10.1%
神奈川	720	1,309	43	6.0%
新潟	154	702	35	22.7%
富山	86	294	16	18.6%
石川	68	352	9	13.2%
福井	122	271	10	8.2%
山梨	74	232	6	8.1%
長野	119	577	15	12.6%
岐阜	108	422	9	4.6%
静岡	504	520	23	4.6%
愛知	521	1,286	24	4.6%
三重	434	434	6	2.0%
滋賀	193	271	25	13.0%
京都	229	481	2	0.9%
大阪	1,072	1,286	51	6.2%
兵庫	696	911	118	12.0%
奈良	201	190	12	6.0%
和歌山	106	297	13	12.3%
鳥取	35	187	17	48.8%
島根	104	289	7	8.6%
岡山	329	411	17	5.2%
広島	303	616	30	12.6%
山口	198	313	11	5.6%
徳島	182	209	9	5.0%
香川	169	206	11	0.6%
愛媛	179	311	16	8.9%
高知	56	256	20	35.7%
福岡	484	935	40	8.3%
佐賀	104	224	38	36.5%
長崎	172	441	56	32.6%
熊本	143	589	61	4.2%
大分	215	279	33	15.4%
宮崎	133	389	42	31.6%
鹿児島	238	487	251	14.7%
沖縄	276	405	2	0.7%

都道府県における幼稚園・保育所・認定こども園数

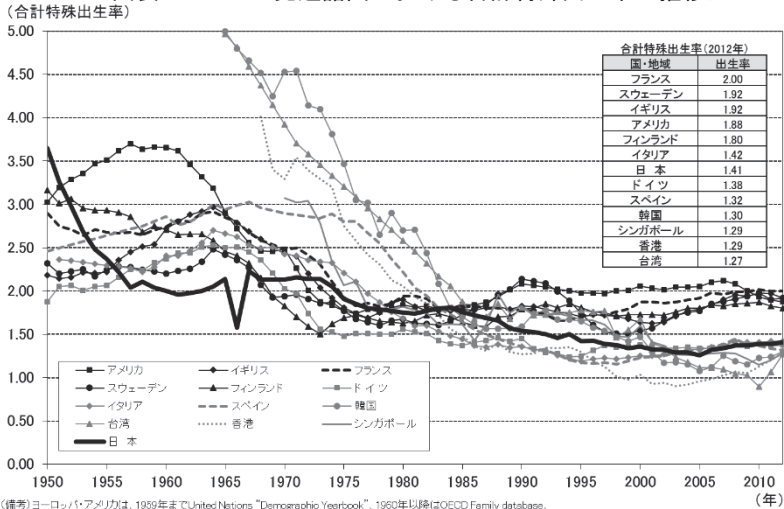


(備考)文部科学省「平成26年度学校基本調査(速報)」、「認定こども園の平成26年4月1日現在の認定件数について」、厚生労働省「保育所開園状況取りまとめ(平成26年4月1日)」、「社会福祉施設等調査」をもとに作成。

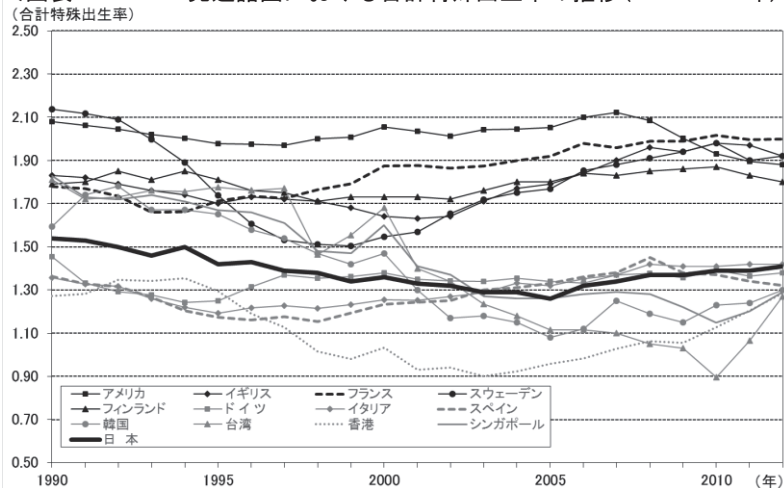
Q5 諸外国における少子化の状況はどのようになっていますか。

A5

＜図表 3-1-5-1 先進諸国における合計特殊出生率の推移＞



＜図表 3-1-5-2 先進諸国における合計特殊出生率の推移(1990-2010年)＞



●主な先進諸国における少子化の状況

多くの先進諸国の合計特殊出生率は、1965年前後から低下し、1980年頃までには人口置換水準を下回るまで低下した。1985年頃からは、出生率が回復する国も見られるようになり、1990年頃からは、出生率の動きは国によって特有の動きをみせるようになった。その特徴は、出生率が1.8前後から人口置換水準をわずかに下回る程度にまで回復している国と、出生率が1.5を下回る極めて低水準で推移する国に大別できることである。近年では、出生率が低水準で推移する国において、若干出生率が回復する動きがみられるようになっている。

スウェーデン、フィンランドといった北欧諸国は、比較的高水準の出生率を維持し、少子化の程度は小さい。例えばスウェーデンは、出生率が1960年代にわずかに上昇したのち、1970年代まで次第に低下し1983年には1.61まで低下した。その後は上昇に転じ、1990年には人口置換水準まで再び上昇したが、1990年後半には一転して下降に転じ、1999年には1.5まで低下した。2000年代には再び上昇に転じ、近年では1.9台を超える水準で推移している。

フランスは、西欧諸国において近年比較的高位の出生率を維持している国である。1960年代半ば頃までベビーブームにより出生率が上昇し、1970年末にかけて急激に低下した。1980年代は1.8台を維持し、1993年には1.66まで低下した。1990年後半には上昇に転じ、2000年以降は1.9台まで上昇し、近年では2.0台を維持している。

イギリスは、出生率が1960年代にかけて2.5を超える出生率を維持するが、1970年代には低下し、1980年代はおおむね1.8台で推移した。1990年代には緩やかに低下し、2000年には1.69まで低下するが、その後は回復傾向となり、近年では1.9台で推移している。また、アメリカは、1950年代後半から1960年代前半にベビーブームによる出生率の急激な上昇がみられた。その後、1970年代は低下し、1980年代は1.8台で推移したが、1980年代後半から上昇に転じ、1990年代から2000年代にかけては2.0台で推移している。

ドイツやイタリア、スペインといった南欧諸国は、我が国と同様に出生率の低い国々である。アメリカやイギリスと同様に、出生率が1960年代にかけ

て上昇したのち、1970年代に急激に人口置換水準を下回った。1990年代後半頃からわずかに上昇するものの、長期にわたって1.5以下で低迷している。

韓国、台湾、香港、シンガポールは、日本より出生率が低い水準で推移している国々である。出生率は、1970年の時点ではいずれの国も我が国の水準を上回っていたが、1980年代にかけて急激に下降し、1990年代以降は1.5以下の水準で緩やかに低下を続けている。香港や台湾の両国は、2000年代以降一時的に1.0を下回る年もあったが、それ以降は上昇に転じており、直近では1.3前後で推移している。

●その他の諸国の状況

ロシアは、アメリカと並び1940～50年代から総人口が1億人を超えていた国だが、戦後半世紀でアメリカほど増加はしていない。1950年に1億280万人であったのが1993年には1億4,884万人となり、それ以降は緩やかに減少を続けている。なお、直近の2010年は1億4,362万人となっている。近年は少子化状況が続いており、1950年代前半は2.85と西欧諸国並みであったのが、1960年代後半頃から人口置換水準を下回るようになり（1965～70年平均：2.02）、直近では1.44（2005～10年平均）と1.5以下で推移している。

ロシアを除く東欧諸国（※1）は、ロシア同様に総人口が1990年代前半にピークを迎え（ピーク時：1991年1億6,268万人）、それ以降は緩やかに減少を続け、直近の2010年は1億5,257万人となっている。また、合計特殊出生率についても、ロシア同様に近年少子化状況が続いている。1950年代は、ルーマニア、ブルガリア等をはじめ6か国が2.5～2.9程度、ポーランド等3か国が3.5程度で推移していたが、1960年代から低下を始め、1990年代前半には大半の国が人口置換水準を下回るようになった。直近では1.3～1.5の水準（2005～10年平均）で推移している。

中国は、総人口が1950年に5億4,378万人であったのが2010年には13億5,982万人と約2.5倍に急増している。一方で合計特殊出生率については大きく低下しており、主な先進諸国と同様の経過をたどっている。1950年代前半は6.11（1950～55年平均）で、1960年代末までは6.0前後で推移していたが、1970年代に入ると一気に低下し、半分以下の水準となった（1975～80年

平均は3.01)。1980年代以降は更に水準を下げ、80年代は2.0を多少上回る水準で推移し、それ以降は1.56（1995～00年平均）、1.55（2000～05年平均）、1.63（2005～10年平均）と1.5をわずかに上回る水準で少子化状況が続いている。

インドは、総人口が1950年は3億7,633万人であったのが、2010年には12億563万人と約3.2倍に急増している。合計特殊出生率については、1950年代は5.6～5.9程度で推移していたが、1960年代半ば頃から低下し始め、その後は上昇することなく低下し続けており、近年では2.66（2005～10年平均）で推移している。

シンガポールを除く東南アジア諸国（※2）は、総人口が1950年には1億6,696万人であったのが、2010年には5億9,202万人と増加している。上昇率は1995年頃まで対前年比2.0～2.8%台、それ以降は1.3～1.8%台で推移している。また、合計特殊出生率については、1960年代まで各国5.0～7.0程度水準を推移していたが、1970年代以降多くの国が減少に転じた。直近ではタイが1.49、ヴェトナムが1.89、マレーシアとミャンマーが2.07、インドネシアが2.5、フィリピンが3.27であり、各国で水準が大きく異なっている。

南米諸国（※3）は、総人口が1950年には1億1,246万人であったのが、2010年には3億9,402万人と増加している。上昇率は80年半ば頃までは対前年比2.0～2.8%台、90年代以降は1.0～1.9%台で推移している。合計特殊出生率については戦後半世紀で減少を続けてきたが、近年はまだ少子化状況に至っていない。1950年代前半は5.66（1950～55年平均）で、1960年代末までは5.0台で推移していたが、それ以降は減少に転じ、直近では2.19（2005～10年平均）となっている。

アフリカ諸国（※4）は、総人口が1950年に2億2,883万人であったのが、2010年には10億3,108万人と急増している。上昇率は対前年比2.0～2.8%台で一貫して推移している。合計特殊出生率については世界的にも高く、戦後半世紀の間で先進諸国ほど低下していない。1950～55年平均が6.6であったのに対し、2005～10年平均は4.88という状況である。

◆脚注◆

(※1) ロシアを除く東欧諸国は、ベラルーシ、ブルガリア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、モルドバ、ルーマニア、スロヴァキア、ウクライナの9カ国を指す。

(※2) シンガポールを除く東南アジア諸国は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、東ティモール、ヴェトナムの10カ国を指す。

(※3) 南米諸国は、アルゼンチン、ボリヴィア、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ガイアナ、パラグアイ、ペルー、スリナム、ウルグアイ、ベネズエラの14カ国を指す。

(※4) アフリカ諸国は、東部（エチオピア、ケニア、モザンビーク等）、中部（コンゴ民主共和国、カメルーン、アンゴラ等）、北部（エジプト、モロッコ、アルジェリア等）、南部（南アフリカ、レソト、ナミビア等）、西部（ナイジェリア、ガーナ、マリ等）の5地域を合わせた58カ国を指す。

Q 6 少子化対策に成功している海外の事例はありますか。**A 6**

北欧諸国やフランスなどでは、政策対応により少子化を克服し、人口置換水準近傍まで合計特殊出生率を回復させている。

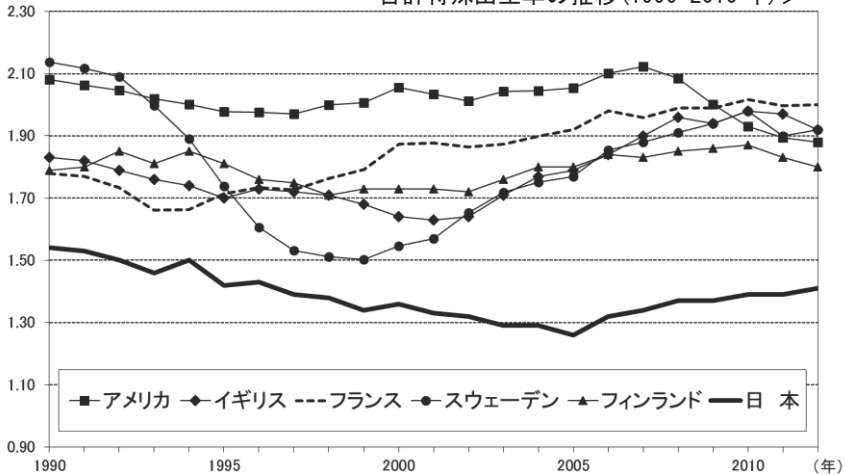
例えば、フランスは家族給付の水準が全体的に手厚い上に、特に、第3子以上の子をもつ家族に有利になっているのが特徴である。また、かつては家族手当等の経済的支援が中心であったが、1990年代以降、保育の充実ヘシフトし、その後さらに出産・子育てと就労に関して幅広い選択ができるような環境整備、すなわち「両立支援」を強める方向で進められている。

スウェーデンでは、40年近くに渡り経済的支援や「両立支援」施策を進めてきた。多子加算を適用した児童手当制度、両親保険（1974年に導入された世界初の両性が取得できる育児休業の収入補填制度）に代表される充実した育児休業制度、開放型就学前学校等の多様かつ柔軟な保育サービスを展開し、男女平等の視点から社会全体で子どもを育む支援制度を整備している。また、フィンランドでは、ネウボラ（妊娠期から就学前までの切れ目のない子育て支援制度）を市町村が主体で実施し、子育てにおける心身や経済の負担軽減に努めている。

一方、高い出生率を維持しているイギリスやアメリカといった国では、家族政策に不介入が基本といわれる。アメリカでは税制の所得控除を除けば、児童手当制度や出産休暇・育児休業の制度や公的な保育サービスがないながらも、民間の保育サービスが発達しており、また、日本などで特徴的な固定的な雇用制度に対し子育て後の再雇用や子育て前後のキャリアの継続が容易であること、男性の家事参加が比較的高いといった社会経済的な環境を持つ。

<図表 3-1-6-1 合計特殊出生率が回復した先進諸国における

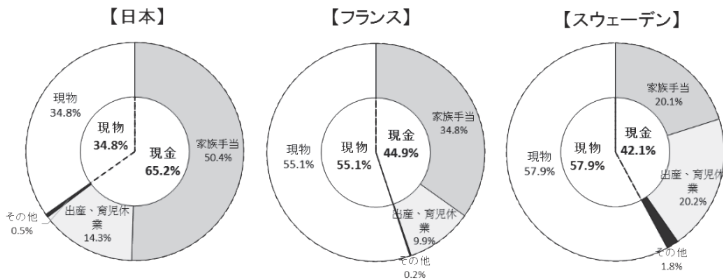
合計特殊出生率の推移(1990-2010年)>



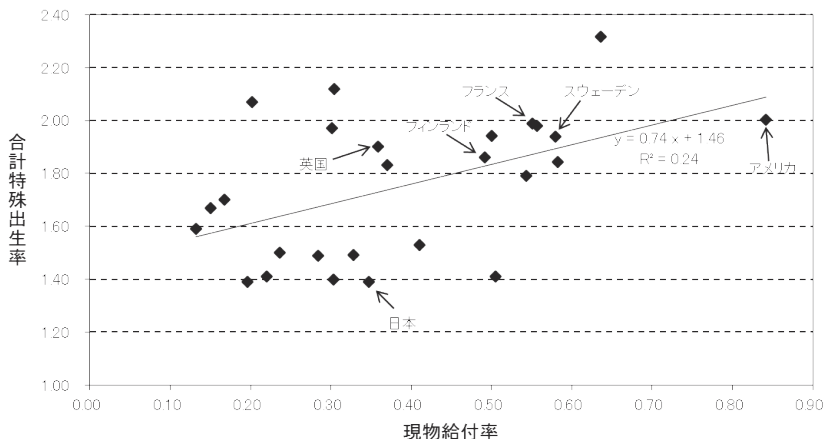
(備考)ヨーロッパ・アメリカは、1999年までUnited Nations "Demographic Yearbook"、1990年以降はOECD Family database。
 日本は、厚生労働省「人口動態統計」、韓国は、韓国統計庁「人口動態統計年報」、台湾は、内政統計処「内政統計年報」、
 香港は、Census and Statistics Department, Statistics of Hongkong、シンガポールは、Department of Statistics, Population Trendsにもとづいて作成。

家族関係政府支出を見ると、日本では現物給付よりも現金給付の割合が高い特徴がある。そして、現物給付の割合が大きい国は、出生率においても高い傾向がある。

<図表 3-1-6-2 家族関係支出（現物給付・現金給付）の構成割合(%)>



〈図表 3-1-6-3 家族関係政府支出の現物給付率と合計特殊出生率の相関〉



(備考) 1. OECD "Social Expenditure" "Family database". 国立社会保障・人口問題研究所「平成23年度社会保障費用統計」をもとに作成。

2. 2009年の値。日本のみ2011年度。

3. 家族関係政府支出は、家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付(サービス)を指す。

4. 「現金給付」は「家族手当」は児童手当、児童扶養手当など。「出産、育児休業」は出産手当金、育児休業給付など。「現物給付」は保育所運営費、児童福祉施設整備費など。

なお、合計特殊出生率が高いフランスやスウェーデンでは婚外子や同棲の割合が高いが、これはフランスのパクス (PACS、連帯市民協約) やスウェーデンのサムボ (同棲) といった、結婚 (法律婚、教会婚) よりも関係の成立・解消の手続が簡略で、結婚に準じた法的保護を受けることができる制度があるためである。日本での婚外子とは意味合いが異なることに注意が必要である。また、同国では数多くの移民を受け入れているが、出生率の急激な回復に関わらず、移民の人口比率は過去 10 年間でフランスが 10%~11%台、スウェーデンが 12%~16%台とほぼ横ばいで推移している。

Q 7 人口推計とはどのようなものですか。

A 7

●人口推計とは

「人口推計」は、5年毎に行われる国勢調査による人口を基礎（基準人口）として、出生・死亡（「人口動態統計」）、出入国（「出入国管理統計」）、転出入（「住民基本台帳人口移動報告」）等の人口動向から各月・各年の人口を算出するものである。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による将来推計人口では、人口変動要因である出生、死亡、国際人口移動について、それぞれの要因に関する実績統計に基づいた人口統計学的な投影手法によって男女年齢別に仮定を設け、将来の人口を推計している。過去の傾向に基づいて推計するため、出生率や平均寿命、平均初婚年齢、生涯未婚率等の仮定値の設定によって推計値は変わってくることとなり、これまでは実績値が推計値を下回っていたが、最近では実績値が上回る傾向にある。

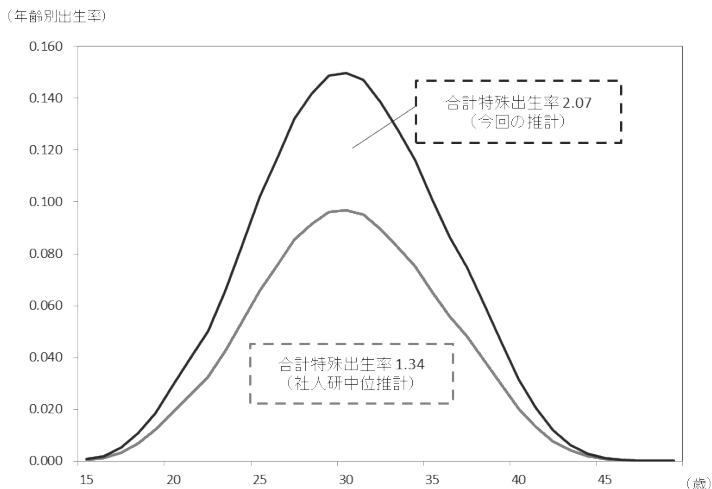
社人研中位推計では、出生率が2014年までに概ね1.39で推移し、その後2024年までに1.33に低下し、その後1.35で推移すると仮定した場合に、2060年には人口が約8,700万人（高齢化率39.9%）と現在の3分の2の規模まで減少すると推計されている。

●今回の推計

前章で紹介した未来委員会の事務局の推計は、将来、人口減少が収束する状態に到達するための仮定として、2030年までに年齢別出生率の合計が人口置換水準である2.07に回復し、それ以降も同じ水準が維持された場合には、50年後の2060年までに人口が1億人程度となり、2090年代半ばには人口減少が止まるであろうというシナリオが成立し得る推計として行った。

2030年の女性の年齢別出生率において、その合計が社人研の中位推計である1.34から2.07に比例的に上昇するという仮定をおくと、ピークを上につり上げた形の曲線が描かれることになる。

<図表 3-1-7-1 2030年の女性の年齢別出生率>



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」等をもとに作成。

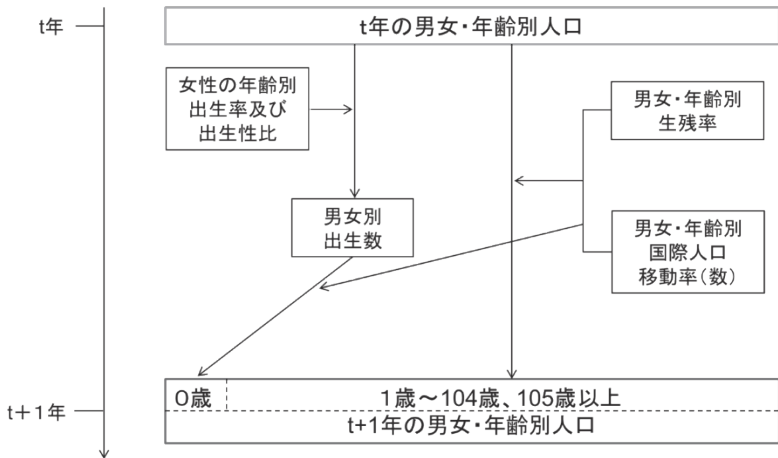
●コーホート要因法

将来人口推計の基本的な手法はコーホート要因法である。これは、年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因(死亡、出生及び人口移動)ごとに計算して将来の人口を求める方法である。

既に生存する人口は、加齢とともに生ずる死亡と国際人口移動を差し引いて将来の人口を求め、新たに生まれる人口は、再生産年齢人口に生ずる出生数とその生存数、人口移動数を順次算出し、翌年の人口に組み入れる。

基準人口、将来の出生率(及び出生性比)、将来の生残率、将来の国際人口移動率(数)に関する仮定の設定は、各要因に関する統計指標の実績値に基づいて、人口統計学的な投影を実施することにより行われている。将来の出生、死亡等の推移は不確実であることから、複数の仮定を設定し、これらに基づく複数の推計を行うことによって将来の人口推移について一定幅の見通しを与えている。

＜図表 3-1-7-2 コーホート要因法による人口推計の手順＞



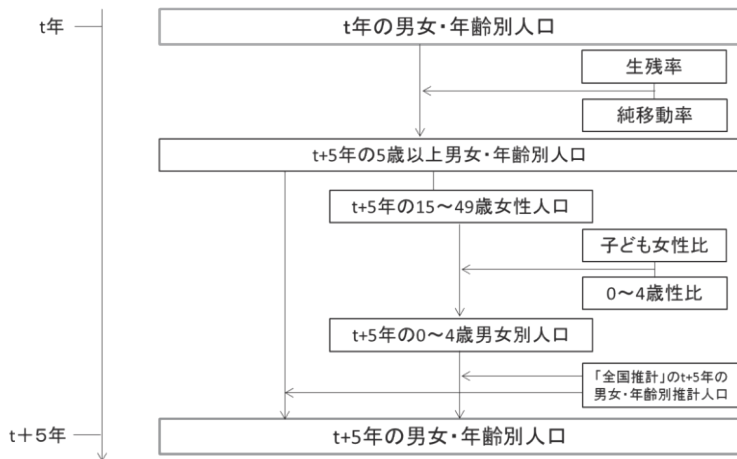
(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」等をもとに作成。

●地域別将来推計人口の推計方法

日本の地域別における将来推計人口を推計する場合には、総人口の推計と同様にコーホート要因法により行う。総人口を推計する場合、社会増減の要因として出入国による国際人口移動率を考慮しなければならないが、地域別人口の場合は転出入による移動率を考慮する必要があり、地域間の移動率が地域別の将来推計人口に大きく影響してくる。

また、全国的に各地域別の推計値を求めた場合は、推計対象とした自治体の男女・年齢別推計人口の合計が、全国推計の男女・年齢別推計結果と一致するように一律に補正している。

<図表 3-1-7-3 地域別将来人口推計の手順>



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」等をもとに作成。

●具体的な地域人口の将来推計

過去のデータに基づく人口の生残率を用いて期待人口を計算し、それと実績値を比較して差分がある場合、出生、死亡以外の人口増減要因は移動であるので、その差分から、純移動数、純移動率を計算することができる。生残率と純移動率について、過去のトレンドなどを踏まえて何らかの仮定の数値を設定すると、足元の実績値から将来に向けて推計値を計算することができる。

<図表 3-1-7-4 地域人口推計の例>

人口の推計												
1970年 年齢	1975年 年齢	1980年 年齢	1970年 人口 (1) 5,607,062	全国 センサス 生残率 (70～75) (2)	期待人口 (3) (1)×(2)	1975年 人口 (4)	純移動数 (5) (4)-(3)	純移動率 (6) (5)÷(3)	推計 生残率 (7)	期待人口 1980年 (8) (4)×(7)	推計 移動数 (9) (8)× (6)÷5	推計人口 1980年 (10) (8)+(9)
-	-	0～4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	458,056
-	0～4	5～9	-	-	-	470,295	-	-	0.99787	469,293	-56,878	412,415
0～4	5～9	10～14	473,437	1.0027	474,715	417,163	-57,552	-0.1212	0.99893	416,717	-26,920	389,797
5～9	10～14	15～19	386,173	1.0009	386,521	361,534	-24,987	-0.0646	0.99896	361,158	95,093	456,251
10～14	15～19	20～24	310,687	0.9992	310,438	392,183	81,745	0.2633	0.99831	391,520	112,562	504,082

(備考) 東京都の女性人口、総務省「国勢調査」をもとに作成した数値例。

Q 8 人口の変動にはどのような要因がどのように関係しているのですか。

A 8

●人口の変動の要因

人口の変動には死亡数と出生数の差による「自然増減」と、流出数と流入数の差による「社会増減」の二つの側面があり、出生数が多い場合は自然増となり、流入数が多い場合は社会増となる。社会増減は、地方自治体や地域ブロック単位の人口においては、住民の転入数と転出数の差を表しているが、総人口においては外国人と日本人の移動の差によるものである。

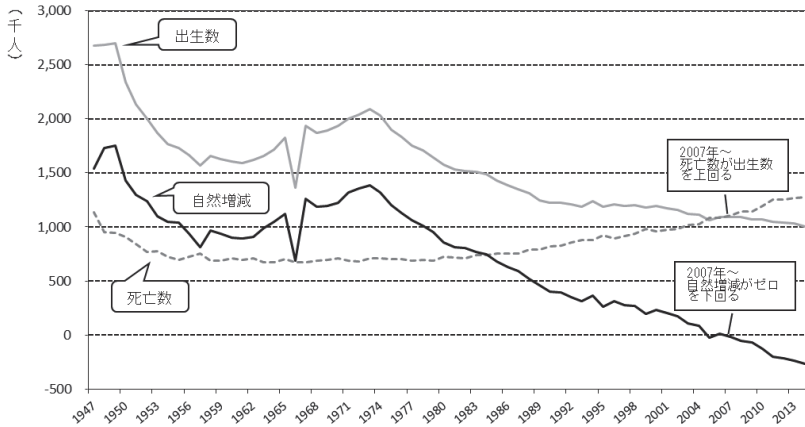
●自然増減の推移

戦後の人口転換で日本は低出産・低死亡の社会が形成されたことにより、出生数は全体的に低下する傾向にある中、死亡数は1980年代後半まではほぼ横ばいで、その後緩やかな増加傾向で推移している。1980年代頃から深刻になってきた少子高齢化により、生まれてくる子どもの数は次第に減少すると同時に、人口に占める高齢者の割合が増えてきたことから死亡数も右肩上がりの傾向となっている。2007年以降は死亡数が出生数を上回る自然減の状態となり、その差は拡大を続けながら現在に至っている。

●3大都市圏における社会増減の推移

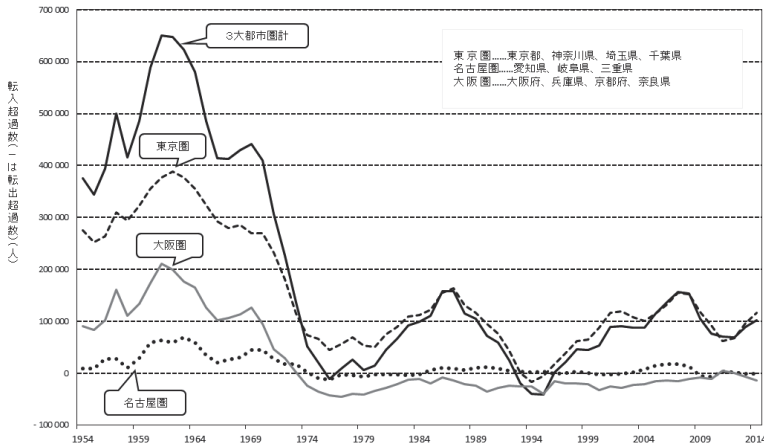
東京圏への転入転出超過の推移は、1960年代、1980年代、2000年代に大きく波打っていることがわかる。大阪圏は高度成長期には東京圏に次ぐ転入超過があったが、それ以降は僅かながら転出超過が続いている。名古屋圏は転入も転出も必ずしも多くない。

<図表 3-1-8-1 出生数・死亡数の推移>



(備考) 厚生労働省「人口動態調査」をもとに作成

<図表 3-1-8-2 3大都市圏の転入・転出超過数の推移 (1954-2014年)>

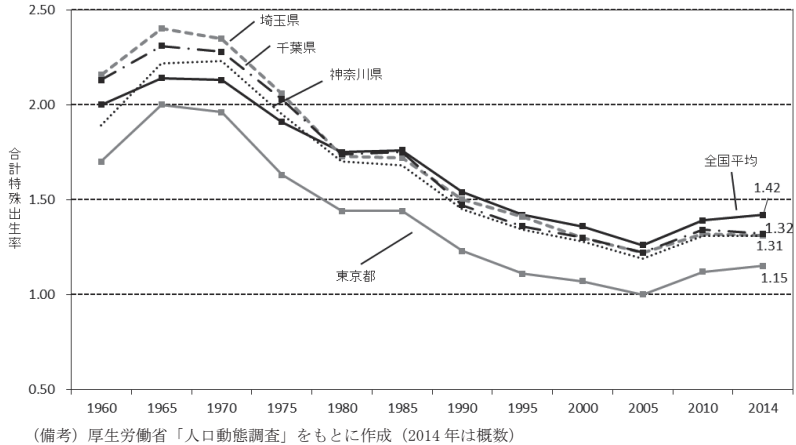


(備考) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」をもとに作成

●東京圏における出生率と社会増減の推移

東京圏における出生率について、1980年代以降、東京都は全国平均に比して0.25~0.3ポイント程度低位で推移しており、また、千葉県・埼玉県・神奈川県は、1980年代以前は全国平均を上回っていたが、その後は全国平均を下回って推移している。

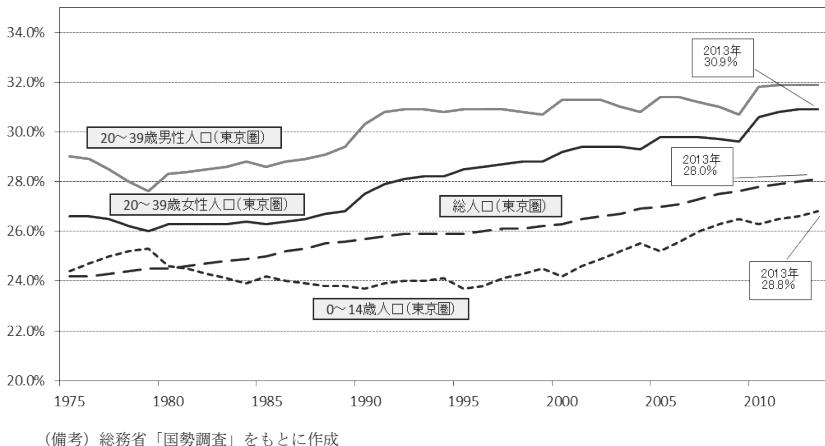
<図表 3-1-8-3 東京圏の出生率の推移>



一方で、東京圏に住む若年層（20～39歳）の総数に占める割合は、1990年初頭に男性30%超、女性28%超にまでたかまり、その後も漸増し、直近では、男性31.9%、女性30.9%に達している。

東京圏の出生率が一段と低下する中で、特に女性の東京圏への転入が進んでいることは、人口減少にマイナスに寄与している可能性が高いと推測される。

<図表 3-1-8-4 東京圏に住む若年層の推移>



Q 9 日本で暮らす外国人の人数・出身地域・在留資格等はどうのような状況ですか。

A 9

●日本の総人口と在留外国人の関係

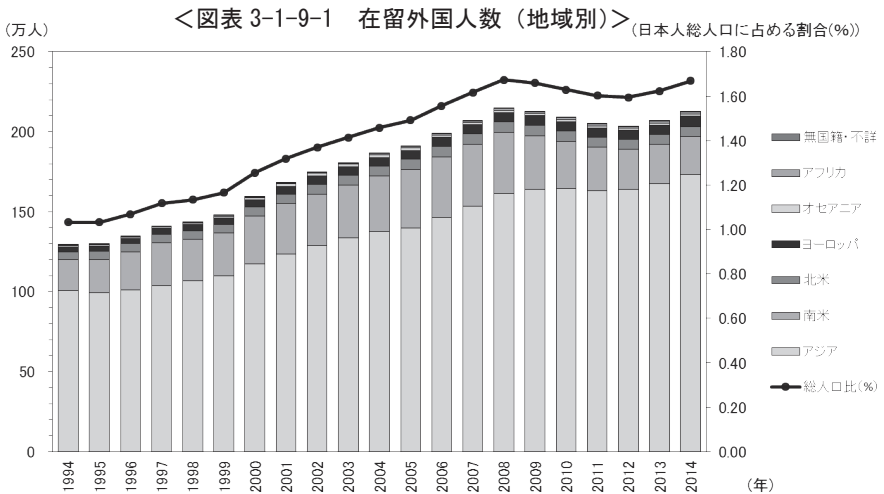
人口推計を行う上で日本の総人口に含まれる外国人は、本邦内に常住している者（当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者）を対象とする（外国政府の外交使節団・領事機関の構成員及びその家族並びに外国軍隊の軍人・軍属及びその家族は含まれない）。在留の外国人に関する国別・地域別などの詳しい情報は、法務省が「在留外国人統計」で把握している。

用語	解説
在留外国人	中長期在留者及び特別永住者
中長期在留者	<p>入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間に在留する外国人のうち、次の①から④までのいずれにもあてはまらない者。なお、⑤及び⑥の者も中長期在留者ではない。</p> <p>① 「3月」以下の在留期間が決定された人 ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人 ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人 ④ ①から③までに準じるものとして法務省令で定める人（「特定活動」の在留資格が決定された、垂東関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方） ⑤ 特別永住者 ⑥ 在留資格を有しない人</p>
※参考 総在留外国人	<p>在留外国人及び入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間に在留する外国人のうち、次の①から④のいずれかにあてはまる者。</p> <p>① 「3月」以下の在留期間が決定された人 ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人 ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人 ④ ①から③までに準じるものとして法務省令で定める人（「特定活動」の在留資格が決定された、垂東関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方）</p>

●在留外国人の総数

2014年における在留外国人数は212万1,831人であり、この20年間で約60%増加した(1994年、129万2,306人)。2009年から2012年にかけてリーマンショックや東日本大震災の影響で一時減少したが、2013年以降は増加に転じている。増加率に変動はあるが、概ね年2～3%程度で増加を続けている。

日本の総人口1億2,708万人(2014年10月1日時点)に占める割合は、1.67%となっている(1994年、1.03%)。



(備考) 1. 在留外国人数は、法務省「在留外国人統計」をもとに作成。1992年までは外国人登録者数、1994年から2011年までは、外国人登録者数のうち中長期登録者数に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者数の数。2012年以降は在留外国人数。

2. 日本の総人口は、総務省統計局「人口推計」をもとに作成。

●出身地域別の推移

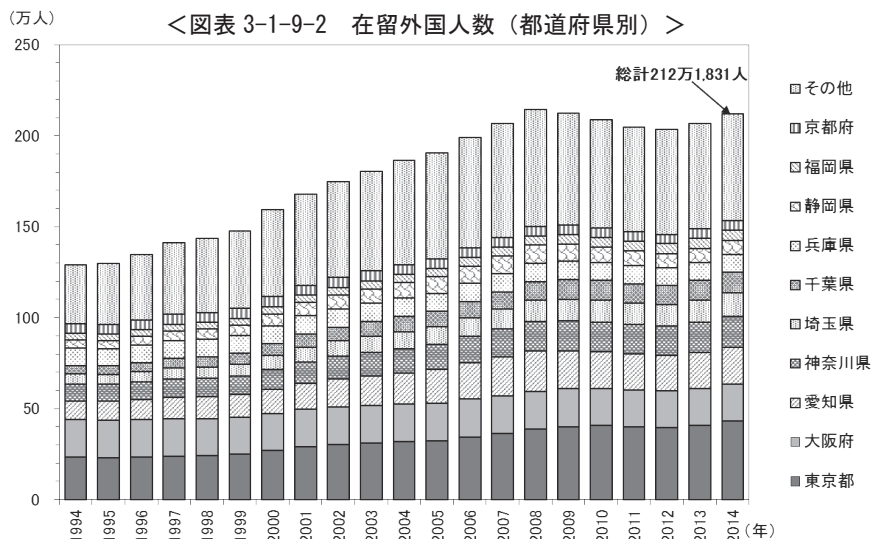
在留外国人数を地域別にみると、アジア地域が167万6,343人と全体の81.1%を占め、以下、南米地域(11.8%)、北米地域(3.0%)、ヨーロッパ地域(2.9%)、オセアニア地域(0.6%)、アフリカ地域(0.6%)の順となり、アジア地域と南米地域で在留外国人総数の9割以上を占めている。

長期的推移をみると、アジア地域はほぼ一貫して増加を続けている。南米地域は1990年代から増加するようになった。2009年から2012年にかけて在

留外国人総数は減少したが、2013年にはアジア地域が再び増加したことに伴い、増加に転じている。

●都道府県別居住地の推移

都道府県別の居住地をみると、直近の2014年は東京都が43万658人（全国の20.3%）と最も多く、次いで、大阪府、愛知県、神奈川県、埼玉県、千葉県、兵庫県、静岡県、福岡県、京都府の順になっている。これら10都道府県合計の在留外国人数は、153万2,393人と、日本全国の7割以上を占めており、この割合は過去20年間ほぼ変わっていない。



●在留資格別の推移

在留資格別でみると、「一般永住者」（原則10年以上継続して日本に在留している等の要件を満たし、永住を認められた者）が67万7,019人（31.9%）と最も多く、次いで、「特別永住者」が35万8,409人（16.9%）、「留学」が21万4,525人（10.1%）と続いている。

長期的推移では、「一般永住者」が2000年代頃から増加する一方、「特別

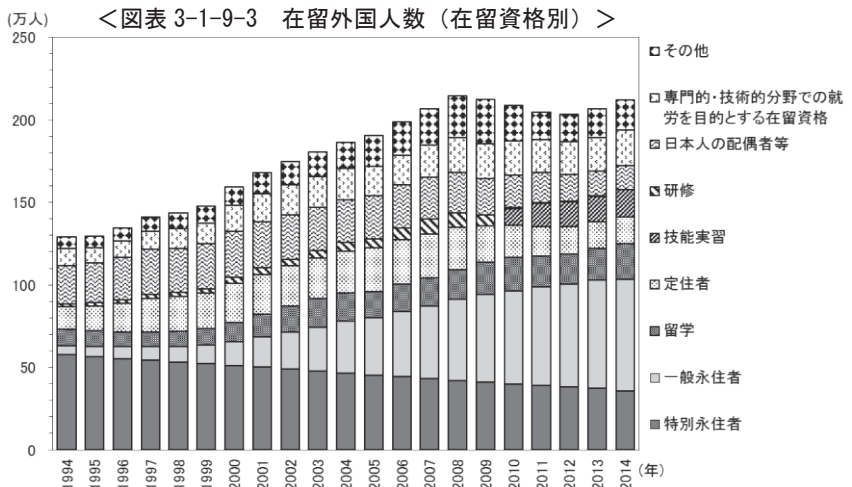
永住者」は減少傾向にある。

「定住者」（特別な理由（例：日本人配偶者との離死別により在留資格変更を余儀なくされる等）を考慮し、5年を超えない範囲で一定の在留期間を指定して居住を認める者）は若干減少傾向にある。

「専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格」（人文知識・国際業務、投資・経営等の活動）は、過去20年間緩やかに増加を続けている。

また、2010年7月1日から新たな研修・技能実習制度が開始されたことに伴い、「技能実習」の在留資格者が年々増加している。

なお、「研修」とは、国の機関、JICA等が実施する公的研修や、実務作業を伴わない非実務のみの研修で在留する資格を指す。また、「技能実習」は、講習による知識修得活動及び雇用契約に基づく技能等修得活動（技能実習1号）又は技能実習1号活動に従事し、技能等を修得した者が当該技能等に習熟するため、雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事する活動（技能実習2号）で在留する資格を指す。技能実習期間は、技能実習1号、技能実習2号の期間を合わせて最長3年である。



（備考）1994年から2011年までは、外国人登録者数のうち中長期登録者数に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者数の数。
2012年以降は在留外国人数。

Q10 日本ではどの程度に不妊治療(生殖補助医療等)が普及していますか。

A10

不妊治療は、健康保険が適用される一般不妊治療と適用されない生殖補助医療に大別される。

一般不妊治療には、排卵誘発剤などの薬物療法、卵管疎通障害に対する卵管通気法、精管機能障害に対する精管形成術の3種類が挙げられる。治療患者数は、厚生労働省「平成14年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究「生殖補助医療技術に対する国民の意識に関する研究」報告書」(2003年4月)によると、排卵誘発剤の薬物療法だけでも推計226,400人(2003年)といわれている。

生殖補助医療には、人工授精、体外受精、代理懐胎の3種類が挙げられる。

人工授精は、精液を直接子宮腔に注入し、妊娠を図る治療法である。精子提供者が夫か、別の精子提供者かにより、配偶者間人工授精(AIH)と非配偶者間人工授精(AID)に区別される。治療件数は、AIDでは3,700件(2012年)である。1回当たりの治療費は1~3万円程度である。

体外受精は、採卵手術により、排卵前に体内から取り出した卵子と精子の受精を体外で行う治療法である。治療方法には体外受精・胚移植(IVF-ET)、凍結胚・融解移植、顕微授精などが挙げられ、最もよく知られているのが体外受精・胚移植(IVF-ET)である。これは採卵により未受精卵を体外に取り出し、精子と共存させる(媒精)ことにより得られた受精卵を、数日培養後、子宮に移植する(胚移植)治療方法である。また、体外受精を行った際、得られた胚を凍らせてとっておき、その胚をとかして移植する治療方法として、凍結胚・融解移植が存在する。凍結胚・融解移植を行うことで、身体に負担のかかる採卵を避けながら、効率的に妊娠の機会を増やすことが可能である。さらに、体外受精では受精が起こらない男性不妊の治療のため、顕微授精(ICSI)という卵子の中に細い針を用いて、精子を1匹だけ人工的に入れる治療方法も存在する。体外受精の治療件数は326,426件(2012年)にのぼり、10年前の85,664件(2002年)から大きく増加している。アメリカの体外受

精は 16 万件程度といわれており、同国の総人口が 3 億人弱であることをふまえると、日本の不妊治療件数は相当に多いといえる。なお、治療費は平均的に 30 万円から 40 万円程度である。

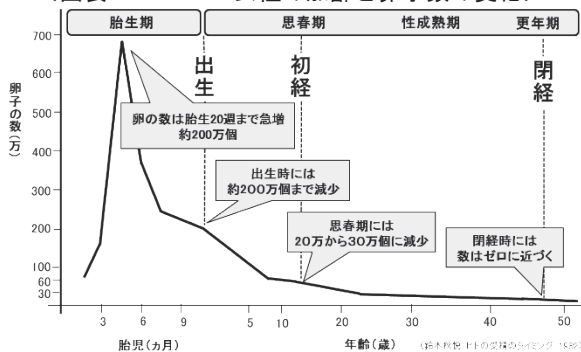
＜図表 3-1-10-1 不妊治療の種類とその概要＞

種類		概要	治療患者数 または治療件数	治療費(1回 あたり平均額)	
一般不妊治療(保険適用)		①排卵誘発剤などの薬物療法 ②卵管疎通障害に対する卵管通気法 ③精管機能障害に対する精管形成術	排卵誘発剤 2003年: 推計226,400人		
生殖 補助 医療	人工授精	精液を注入器を用いて直接子宮腔に注入し、妊娠を図る方法。精子提供者の種類によって、①配偶者間人工授精(AIH) ②非配偶者間人工授精(AID)に分類。	AID: 2002年: 3,649件 2012年: 3,700件	1~3万円 程度	
	体外受精 (広義)	体外受精・ 胚移植 (IVF-ET)	採卵により未受精卵を体外に取り出し、精子と共存させる(媒精)ことにより得られた受精卵を、数日培養後、子宮に移植する(胚移植)治療法。	2002年: 85,664件 2012年: 326,426件	30万~ 40万円程度
		凍結胚・ 融解移植	体外受精を行った際、得られた胚を凍らせてとっておき、その胚をとかして移植する手法。身体に負担のかかる採卵を避けながら、効率的に妊娠の機会を増やすことが可能。		
		顕微授精 (ICSI)	体外受精では受精が起こらない男性不妊の治療のため、卵子の中に細い針を用いて、精子を1匹だけ人工的に入れる治療法。		
	代理懐胎	代理母	妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できずかつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の子宮に医学的な方法で注入して、妊娠・出産してもらい、その子どもを依頼者夫婦の子どもとすること。	不明	1000万円超。 8000万円超 のケースあり
借り腹		夫の精子と妻の卵子は使用できるが、子宮を摘出したこと等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精してきた受精卵を妻以外の女性の子宮に入れて、妊娠・出産してもらい、その子どもを依頼者夫婦の子どもとすること。			

(備考) 1. 種類・概要・治療費については、厚生労働省 第1回妊に關する特定治療支援事業等のあり方に関する検討会「資料8 不妊治療をめぐる現状」
厚生労働省 特定不妊治療費助成事業の効果的・効率的な運用に関する検討会「第1回資料」一般社団法人日本生殖医学会をもとに作成。
2. 不妊治療患者数・治療件数については、平成14年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究「生殖補助医療技術に対する国民の意識に関する研究」報告書、公益社団法人日本産科婦人科学会産科委員会・産科・婦人科委員会報告をもとに作成。

日本では 1980 年代後半から晩婚化・晩産化が進んでいる。人間は高齢期になるほど卵子数が減少し、精子の質も劣化していくことから、高齢期に生殖補助医療を行っても、必ず妊娠できるものではなく、生まれてくる子どもにもリスクがあり万全ではない。

<図表 3-1-10-2 女性の加齢と卵子数の変化>



<図表 3-1-10-3 男性の加齢と精子の質の劣化>

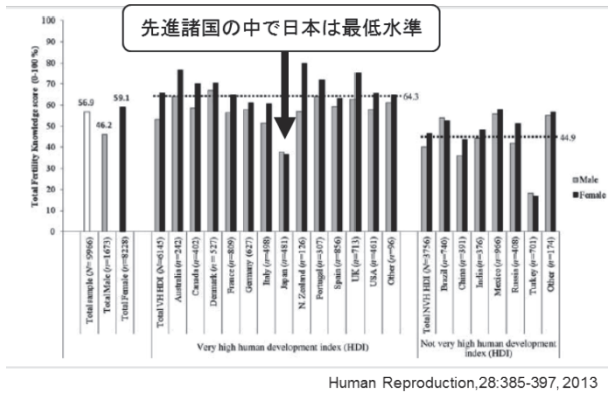
	40歳未満	40歳以上	両群の差
・患者数	107	41	
・精子濃度 (×106/mL)	95±6	99±58	無し
・精子運動率(%)	61±14	58±17	無し
・正常精子率	8±2	7±4	無し
・精子遺伝子の 断片化(%)	12±8	17±13	有り

J Assist Reprod Genet, On line 01 June, 2013

(備考) 齊藤英和氏(国立成育医療研究センター副周産期・産科診療センター長)作成資料をもとに作成。

そうした妊孕性の知識の普及について先進諸国の状況を比較した国連の統計によれば、日本は最低の水準となっている。妊娠・出産等に関する正しい医学的な知識を普及させ、若年のうちから自らライフプランを設計できるようにする取組が求められる。

＜図表 3-1-10-4 妊孕性の知識（国・男女）別＞



生殖補助医療において、第三者の精子や卵子を用いて行う場合（非配偶者間の場合）、法的な親子関係をめぐり問題が生じ得る。日本には現在、生殖補助医療を規制する法律は存在しない。日本産婦人科学会等の関係団体においては、人工授精・体外受精は容認する団体がある一方、代理懐胎はその治療自体が否認されている状況である。関係団体では問題が生じる都度に会告を出し、会員にその遵守を求めているが、会告は任意団体における自主的なガイドラインであり、強制力はない。

＜図表 3-1-10-5 我が国の関係団体における生殖補助医療の容認・否認状況＞

生殖補助医療	配偶者間	非配偶者間
人工授精	容認	容認
体外受精	容認	容認する団体あり※
代理懐胎	否認	否認

※厚生省生殖補助医療部会、日本生殖医学会は容認。日本産婦人科学会、日本弁護士学会は否認。

先進諸国の動向を見ると、1980年代から90年代にかけて生殖補助医療の実施条件や親子関係の規定について法整備が進められてきた。

イギリスは法整備について先進的であり、1990年に「ヒトの受精及び胚研

究に関する法律」を制定し、生殖補助医療を行い出生した子についての親子関係を明確にしている。

その他ヨーロッパ諸国では、フランスは1994年の「生命倫理法」、ドイツは1989年の「養子斡旋及び代理母斡旋禁止法」と1990年の「胚保護法」、スウェーデンは2006年の「遺伝的な一体性等に関する法律」と2002年に改正の「親法典」で、それぞれ生殖補助医療を規制している。3か国とも非配偶者による精子提供を容認する一方で、ドイツは卵子提供を禁止している。

アメリカは生殖補助医療を包括的に規制する法律がなく、アメリカ生殖補助医療学会等の学会のガイドラインや各州の州法、裁判所判例等で対応している状況である。

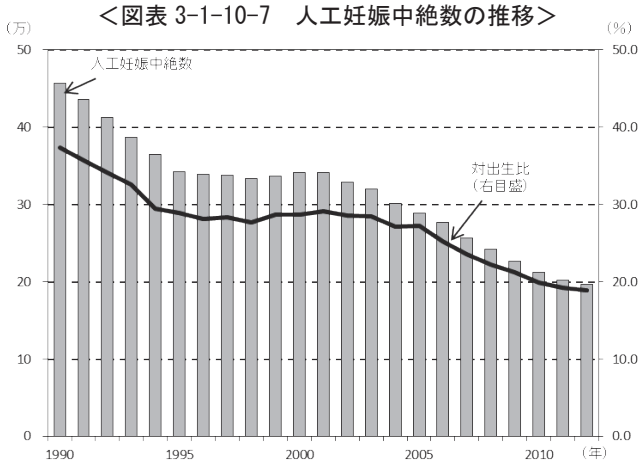
〈図表 3-1-10-6 諸外国の生殖補助医療における実施条件等〉

	主な法律	被施術者の 婚姻条件等	精子 提供	卵子 提供	胚提供	死後 生殖	代理懐胎		子どもの 出自を知る 権利
							商業的	非商業的	
アメリカ	生殖補助医療を包括的に規制する法律無く、自由放任状態(アメリカ生殖補助医療学会などの学会のガイドラインや各州の州法、裁判所判例などで対応)、死後生殖は連邦法「補助生殖により生まれた子どもの地位に関する統一法」「統一親子関係法」に規定あり。代理懐胎は連邦法「統一親子関係法」または各州法で規定。	—	○	○	○	△ (条件付 きて容 認)	△ (州法で規定する州のうち、6州が容認、7州が非商業的のみ容認、7州が禁止、その他州は未規定)		△(一部の 州で容認)
イギリス	代理懐胎取決め法(1985年制定)、ヒト受精・胚研究法(1990年・2008年制定)、ヒト受精・胚研究(死亡した父親)法(2003年制定)、ヒト受精・胚研究認可序(提供者情報開示)に関する規則(2004年制定)	—	○	○	○	△ (条件付 きて容 認)	×	○	○
フランス	人権尊重法(1994年制定)、移植・生殖法(1994年制定)、生命倫理法(2004年制定)	—	○	○	△(余剰胚の提供は容認)	×	×	×	×
ドイツ	養子斡旋及び代理母斡旋法(1989年制定)、胚保護法(1990年制定)、連邦医師会指針	—	○	×	△(余剰胚の提供は容認)	×	×	×	○(判例による)
スウェーデン	遺伝的な一体性等に関する法律(2006年制定)、親法典(2002年改正)	同性婚を含む 事実婚	○	○	×	×	×	×	○
韓国	生命倫理法(2003年制定)、大韓産婦人科学会指針(1999年)	—	○	○	○	×			×

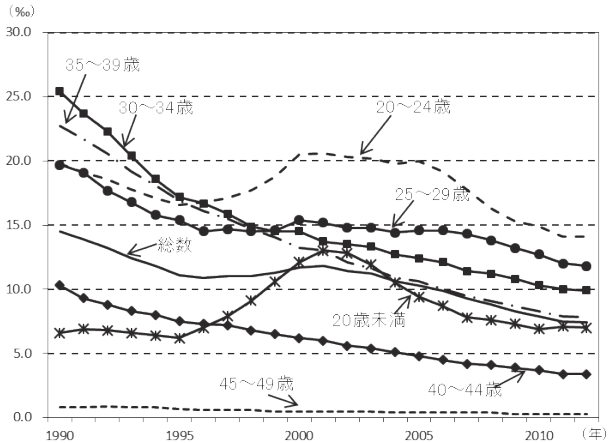
精子・卵子・胚提供・死後生殖・代理懐胎○…「容認」または「禁止規定なし」、×…「禁止」子どもの出自を知る権利○…「開示できる」、×…「開示できない」(備考)参議院第三特別調査室「両性別和「生殖補助医療への法規制をめぐる課題-代理懐胎の是非と親子関係法制定の整備等について〜」(立法と調査20071 No.243)、国立国会図書館調査及び立法調査局「海外における生殖補助医療法の現状-死後生殖、代理懐胎、子どもの出自を知る権利めぐって〜」(外国の立法243.20103)をもとに作成。

人工妊娠中絶の実施数は、近年減少傾向である。2012年には、約19万7千件と20万件を切った。

人工妊娠中絶の実施率を年齢(5歳階級)別で見ると、30歳代は一貫して減少傾向であるが、20歳未満や20歳代は近年横ばい傾向である。



＜図表 3-1-10-8 年齢（5歳階級）別人工妊娠中絶実施率の推移＞



＜図表 3-1-10-9 諸外国との人工妊娠中絶件数の比較＞

	日本(2012年)	フランス(2009年)	イギリス(2011年)	スウェーデン(2011年)	ドイツ(2011年)
人工妊娠中絶件数	196,639	208,290	202,402	37,696	108,867
実施率(%)	7.4	14.5	13.4	17.7	5.9
対出生比(%)	19.0	26.3	25.1	33.7	16.4

(備考) 1. 厚生労働省「母体保護統計」, 「衛生行政報告例」, 国際連合「Demographic Yearbook」をもとに作成。
 2. 2007年は前年は、1月～12月, 2009年は前年1～4月～當年3月の年度。
 3. 人工妊娠中絶実施率は、15～49歳女性人口1000に対する中絶件数, 対出生比は出生100に対する中絶件数。

第2節 経済をめぐる現状と課題

Q11 人口急減・超高齢化は経済成長にどのように影響しますか。

A11

●経済成長への影響

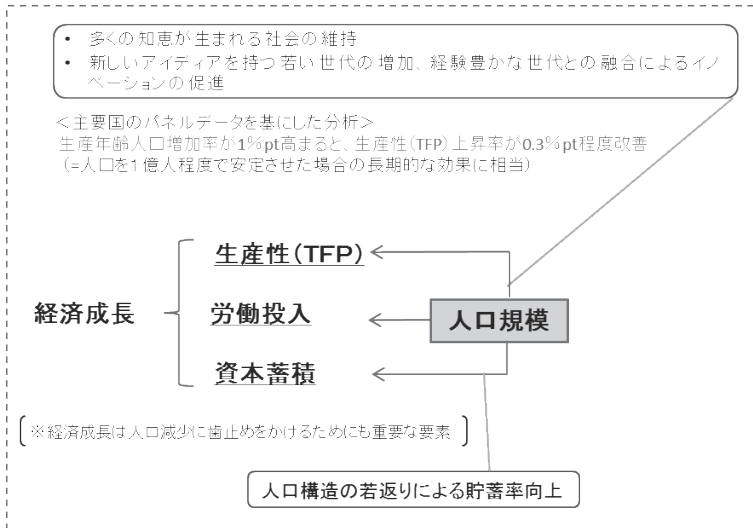
人口規模、人口の急減及び人口構成が経済成長にどのような影響を与えるかについて、経済成長を考える際に一般的な考え方である成長会計に基づいて考える。成長会計では、経済成長を決める要因は、労働投入、資本投入及び全要素生産性であるとされる。

人口が減少することは、労働投入の減少に直接結びつく。技術進歩などによる生産性上昇に伴って成長率が上昇するのに加えて、人口増によって労働力人口が増加して成長率が高まることを「人口ボーナス」と呼び、この反対の現象を「人口オーナス」と呼ぶ。今後、人口オーナスに直面し、成長率が低減することが懸念される。また、人口減少は資本投入へも影響を及ぼす。例えば、人口が減ることで必要な住宅ストックや企業における従業員1人当たり資本装備は減少することになる。また、高齢化が進むことで、将来に備えて貯蓄を行う若年者が減少し、過去の貯蓄を取り崩して生活する高齢者の割合が増えることで、社会全体で見た貯蓄が減少し、投資の減少にもつながる。

生産性についても、生産年齢人口が増えていく経済と減っていく経済について比較すると、生産年齢人口が減っていく経済では生産性が落ちる可能性が指摘されている。例えば、人口規模が維持されれば、多様性が広がり、多くの知恵が生まれる社会を維持することができる。また、人口構成が若返れば、新しいアイデアを持つ若い世代が増加し、さらに経験豊かな世代との融合によってイノベーションが促進されることが期待できる。逆に言えば、人口が急減し、高齢化が進む社会においては、生産性の向上が停滞する懸念がある。

人口の減少や高齢化の進行は以上のように、経済成長に対して3つの経路を通じて影響を与える可能性がある。

<図表 3-2-11-1 経済成長と人口規模の関係>

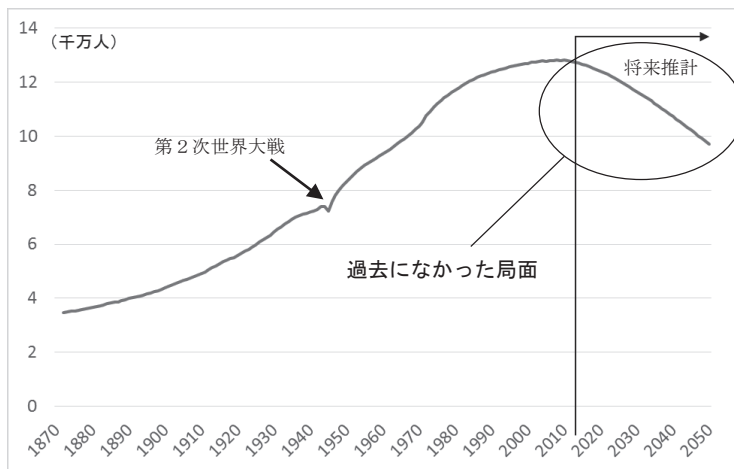


また、人口構成の変化も経済成長に影響を与える。現在の財政や社会保障制度を前提とすれば、人口急減・超高齢化の進展の下では、社会保障負担の増大などを通して現役の働き手の世代の負担増加を続けていく懸念がある。負担と受益の関係が大きく損なわれると、経済へ悪影響が生ずるおそれがある。世の中の仕組み、制度や政策は、その時々状況にあわせて見なされていくものではあるが、問題は人口の規模や構成といった大きな変数が急激に変化していくその速度である。急激な変化の中で、世の中の仕組みが柔軟に変わっていかない場合には、いろいろな歪みが生ずることになり、また、急速に仕組みが変わっていく場合には、将来の展望を描きにくくなる。いずれの場合であっても、安定して持続的に経済活動を行っていく上ではマイナスになり得る。

以上のように、人口急減や高齢化の進行は、経済へ与える影響が非常に大きいと考えられる。もっとも、日本が直面する状況は、過去に例のない新しい事象である。人口急減・超高齢化の流れを緩和する取組の重要性はもちろんであるが、ある程度の人口減少・超高齢化のなかでも経済発展を持続でき

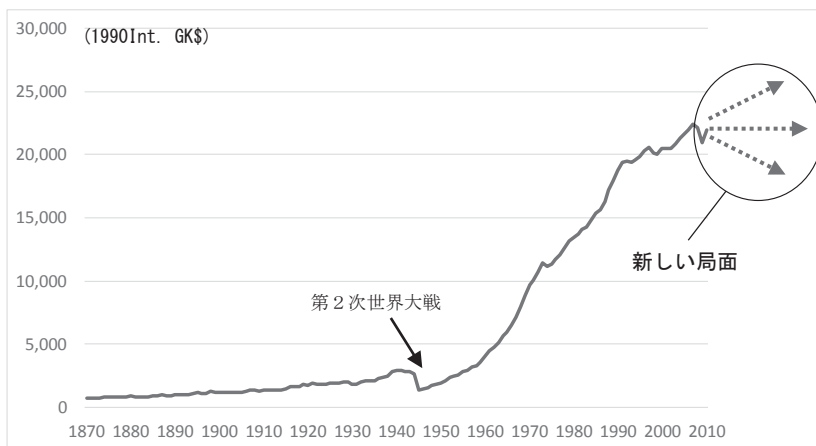
るよう、過去のパターンにとらわれず、新しい発想で立ち向かっていく必要があると言えよう。

<図表 3-2-11-2 日本の人口推移>



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 (2015)」

<図表 3-2-11-3 日本の一人当たり実質 GDP 推移>



(備考) The Maddison-Project,
<http://www.ggdc.net/maddison/maddison-project/home.htm>, 2013 version.

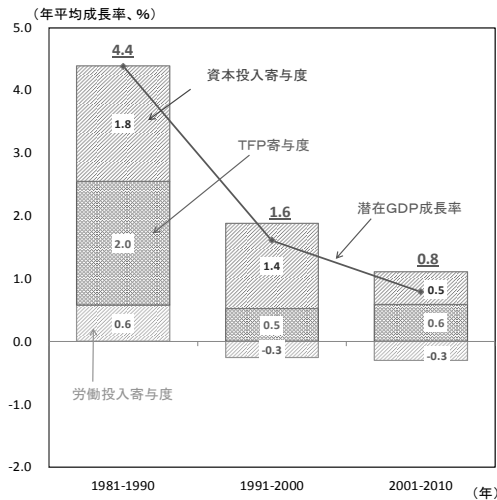
Q12 今の豊かさは将来も続けられますか。

A12

●経済成長の実力（潜在成長率）

日本の潜在成長率は、＜図表 3-2-12-1＞のとおり低下傾向にあり、今の傾向が続くならば将来は1%を下回る成長率が定着せざるを得ないと考えられる。経済成長の要因を労働投入、資本投入とTFP（全要素生産性）の寄与度に分けて分析するのが成長会計であるが、潜在成長率低下の要因を成長会計に従い3つに分解すると、2001年から2010年の潜在成長率に対する労働投入の寄与度はマイナス（▲0.3%）であり、資本投入の寄与度、TFPの寄与度も低い伸びにとどまっている（それぞれ+0.5%、+0.6%）。

＜図表 3-2-12-1 日本の潜在成長率の推移＞

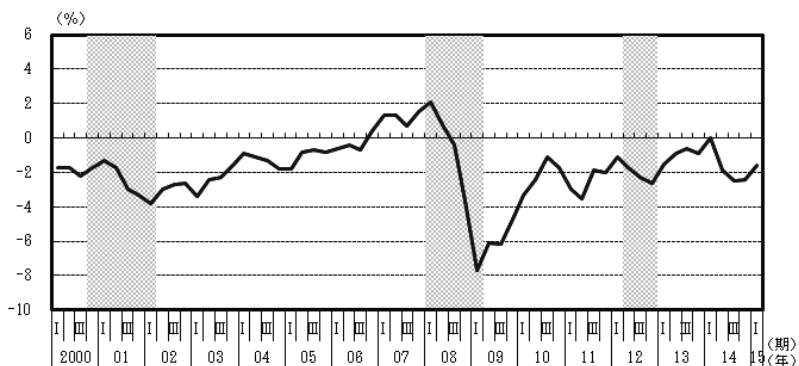


(備考) 「選択する未来」委員会 第13回(平成26年11月14日)「選択する未来」委員会報告<参考資料集>より抜粋

近年、経済成長の実力が低下している主な理由としては、1980～1990年代に土地をはじめとする資産価格の高騰・急騰を経験したこと、その後モノの価格が上昇しない「デフレ」が続くようになり経済・金融全体が停滞気味になったこと、2000年代頃から新興経済との競争が厳しさを増したこと、2000年代後半以降交易条件の悪化によって海外への所得移転が続いたことなどがあげられる。

ただし、最近ではこれら課題への対応が進んできていることや、2020年開催の東京五輪に向けた投資や海外からの人の往来が増していることなどによって、若干景気は上向くようになっている。このため需要の不足（潜在成長率と実際の成長率の差をGDPギャップという。下図参照。）が解消されつつあり、これを契機として潜在成長率が上向くことが期待される。

<図表 3-2-12-2 GDPギャップの推移>



(備考)

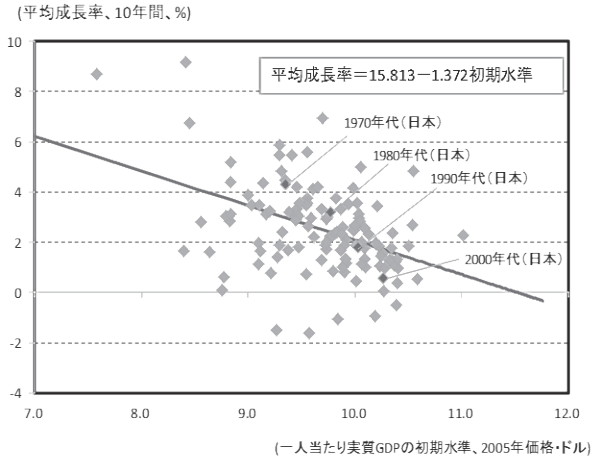
1. 内閣府「国民経済計算」、「民間企業資本ストック」、経済産業省「鉱工業指数」等により作成。
2. 2011年Ⅰ～Ⅲ期においては、震災による供給制約を加味し潜在GDPを調整した。具体的には、潜在GDPの推計においては、潜在稼働率を一定と仮定しているが、2011年の潜在GDPについては、震災に伴うサプライチェーンの寸断等の影響を反映するため、潜在稼働率が一時的に低下したとみなした。なお、東日本大震災による電力供給制約・サプライチェーンの寸断等による供給制約により、2011年Ⅰ期は、実質年率換算3兆円程度（前期比年率▲2.2%程度）、Ⅱ期は、1兆円程度（前期比年率▲0.6%程度）前期から減少したと試算される。また、供給制約が緩和解消したことにより、Ⅲ期は、実質年率換算5兆円程度（前期比年率4.2%程度）、Ⅳ期は、1兆円程度（前期比年率換算0.9%程度）増加したと試算される。
3. シェドローは景気後退期。また、2012年第Ⅱ期～第Ⅳ期は暫定。

(備考) 内閣府「今週の指標 No.1122 2015年1～3月期GDP 2次速報後のGDPギャップの推計結果について（今週の指標 No.1121のアップデート）」より抜粋
<http://www5.cao.go.jp/keizai3/shihvo/2015/0615/1122.html>

●これまでの経済成長

〈図表 3-2-12-3〉は、1970～2009 年までの 40 年間について、西暦の各 10 年代ごとに、一人当たり GDP の初期水準とその後の平均成長率の関係を表したものである。

〈図表 3-2-12-3 一人当たり GDP の水準と成長率の関係〉



(備考) 「選択する未来」委員会 第13回(平成26年11月14日)「選択する未来」委員会報告<参考資料集>より抜粋

主要国の一人当たり実質GDPの初期水準(1970、1980、1990、2000年)とその後の10年間の平均成長率の関係は傾向線(上図の黒い斜線)で示されているが、日本は近年、この傾向線から下方に位置しており、本来達成すべき伸び率が達成できていない。このことから、現在の日本の生産性(TFP)は、目指すべき成長・発展の経路に対して、上昇力が弱く、下方に離れた経路上にあるといえる。

また、日本の1970年代～2000年代にかけての傾向線(上図中の黒い点を結んだ線)は、主要国全体としての傾向線と比べ傾きが急である。これは、日本が改革を進めずに主要国の傾向線に回帰しない場合には、成長率が一段

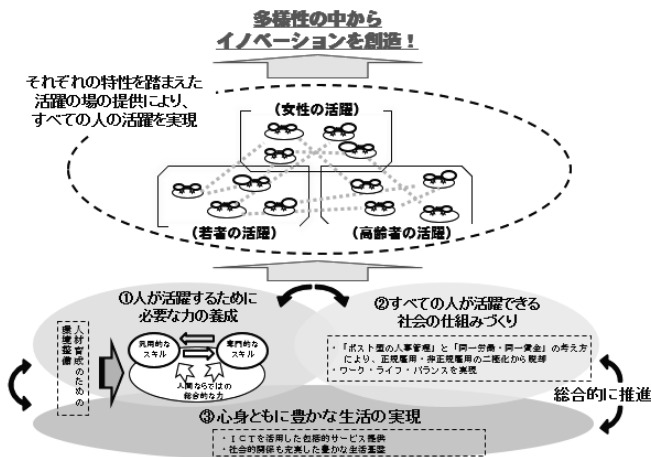
と低下する可能性があることを示唆している。こうした日本の傾向線を主要国全体の傾向線に回帰させていくような、大きな改革努力が必要であることを意味していると言える。

●生産性の向上のための改革

生産性を向上させていくためには、イノベーションを通じて、経済全体の効率性を高めていくことが重要である。イノベーションは単なる技術革新だけでなく、新しいビジネスモデルの構築や社会経済の変革をも含む幅広い範囲での創意工夫であるにとらえられる。

現在の生産性は目指すべき成長・発展の経路に対して上昇力が弱く、下方に離れた経路上にある。この状況を突破するために、2020年代初頭までに集中的な改革を行い、その上昇力（傾き）を高めるとともに、新たな経路へ移行する必要がある。そうした成長・発展の力は、つまるところ一人ひとりの「人」の力から生み出される。「人」を育て、その多様性を活かし、大切にしていくことができるかどうか、必要な改革の焦点はそこにあるといえる。

<図表 3-2-12-4 一人ひとりの多様性の発揮によるイノベーションの創造>



(備考) 「選択する未来」委員会 第13回(平成26年11月14日)「選択する未来」委員会報告<参考資料集>より抜粋

Q13 デフレによってどのような問題が生じていますか。

A13

●デフレ脱却の必要性

近年の日本経済は、長きにわたって持続的に物価下落が継続する状態である「デフレ」に悩まされてきた。デフレは単に物価が下落するということにとどまらず、経済全体に様々な影響を与える。

デフレは物価—モノの金銭上の価値—の問題なので、金融政策をはじめとする政策対応が重要となる。特に、デフレ脱却に向けた政策としては、「期待」に働きかけることが重要だということが分かってきた。「期待」に働きかける取組によって、期待インフレ率が上昇し、それにより実際の需要・生産が増大するという経済の好循環が徐々に実現しつつある。

デフレは、モノとカネの相対的な関係で決まる部分が大きいが、人口が急減し、モノに対する需要が急減すれば、やはりデフレになると考えられる。そうした意味でも、早期のデフレ脱却が望まれる。

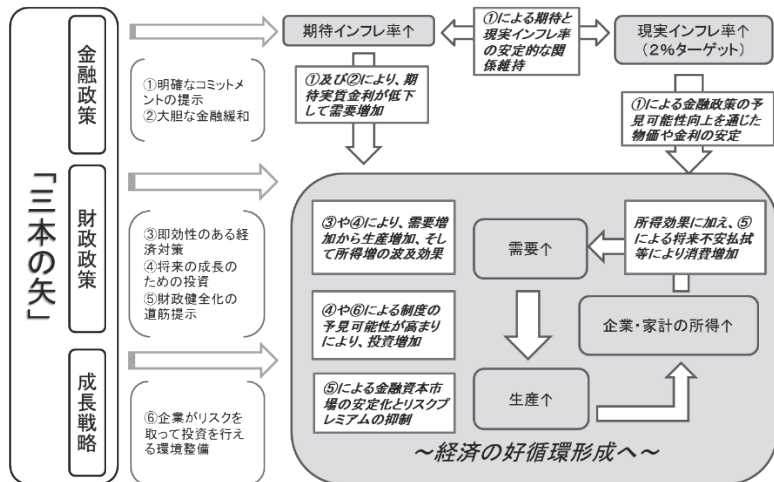
●デフレが各分野に与える影響

デフレは経済全体に様々な影響を及ぼしていると考えられる。

個人消費に関しては、デフレ下では、家計は継続的な物価下落を織り込み、消費を将来に先送りするため、貯蓄が積み上がり、モノが売れなくなる。消費が停滞すれば、それに伴い、生産も停滞し、企業業績へ影響を与えるほか、新たな設備投資を抑制するなど、経済全体にマイナスの影響を与えることとなる。

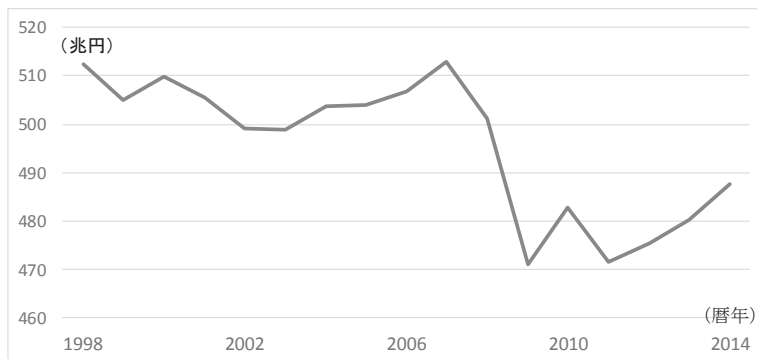
企業にとっては、物価の持続的な下落は、実質金利の高止まりを意味する。企業の期待成長率を実質金利が上回り、新たな設備投資を抑制することにつながる。また、新規の設備投資の減少が、個々の企業の生産性の停滞を招き、経済成長にとり、マイナスの影響を与えることとなる。

<図表 3-2-13-1 デフレ脱却に向けた政策効果のフローチャート>



(備考) 平成 25 年 2 月 5 日 経済財政諮問会議 伊藤元重議員提出資料「デフレ脱却の論点」より抜粋

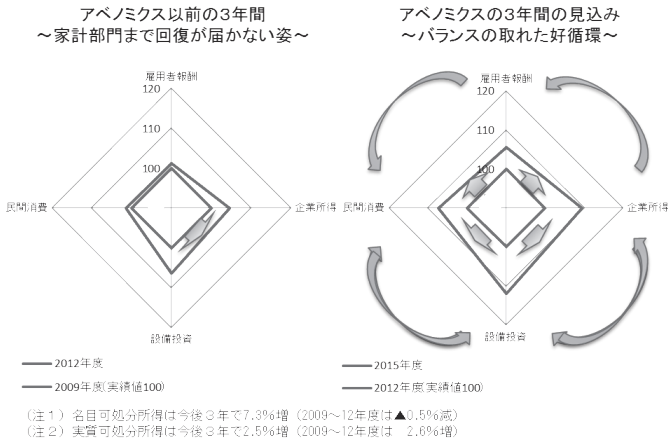
<図表 3-2-13-2 名目 GDP の推移>



(備考) 内閣府「国民経済計算」

雇用に関しては、賃金を引き下げることは容易ではないため、企業は正規雇用を抑制し、全体に占める非正規雇用のウェイトを高めることで人件費を抑制しようとする。非正規雇用の増加は、不安定な立場に置かれる労働者を増やし、またそれに伴い消費が減少する。

<図表 3-2-13-3 経済の好循環の姿>



(備考) 平成 26 年 1 月 20 日 経済財政諮問会議 内閣府提出資料より抜粋

政府の財政運営に関しては、経済活動が停滞することによる税収の減少がもたらされる。これにより、財政健全化へ向けた取組が遅れ、政策の機動力が低下し、国民福祉へのマイナスにつながる。

●将来への展望

デフレから脱却した場合には、モノの価値がカネの価値よりも低下する状態から脱することになり、消費するよりも貯蓄する方が得するという状態ではなくなる。このため、消費を無理に先送りするのではなく成長に応じた経済活動が行われ、それと合わせて企業も設備投資を行い、民間部門の活性化によって政府部門も税収によって適切な公共サービスの提供を行うことができることになる。人口急減・超高齢化の流れを断ち切るためには、思い切った改革が必要である。そうした意味でも、経済の循環の早期の正常化が求められている。

Q14 日本では格差の問題はどのようになっていますか。

A14

●格差の現状

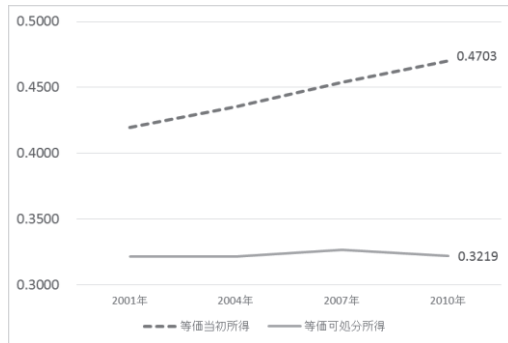
格差を測る指標の一つに「ジニ係数」がある。これは、所得の分布について、完全に平等に分配されている場合と比べて、どれだけ偏っているかを、0から1までの数値で表したものである。仮に完全に平等な状態であれば、ジニ係数は0となり、1に近くなるほど不平等度が大きくなる。

近年、人口構成の高齢化、単身世帯化が進む中で、ジニ係数で見ると緩やかに格差が拡大してきている。これは、高齢者の所得には人生を通じて働いて積み重ねてきた結果が反映されるため、もともとジニ係数が大きくなるどころ、高齢者の比率が高まると全体のジニ係数が高まることになるという理由と、若年層において近年正規・非正規労働の分化などが生じているために格差が広がる傾向にあることが主な理由である。

ただし、社会保障制度などを通じた再分配後のジニ係数はほぼ横ばいとなっており、社会保障制度などが再分配機能を発揮していることがわかる。

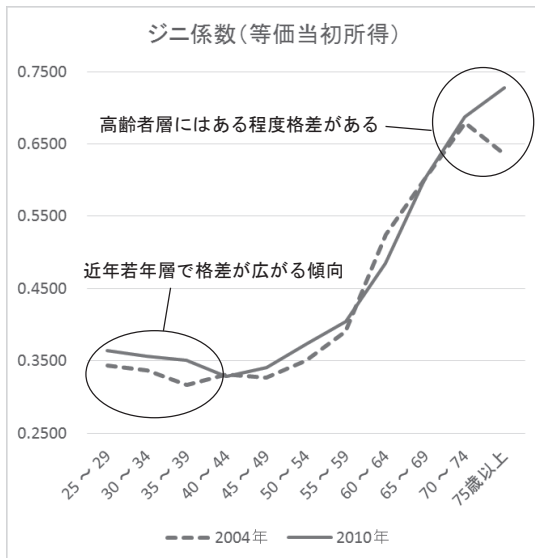
高齢化の進展を和らげる人口問題への取組、若年層の貧困問題の適切な対応、社会保障制度の持続可能性の確保など、格差の問題は、重要な経済・社会政策の真価が問われる重要な問題である。

<図表 3-2-14-1 ジニ係数の推移>



(備考) 厚生労働省「所得再分配調査」

<図表 3-2-14-2 年齢階層別ジニ係数の変化>



(注) 等価可処分所得でのジニ係数を見ると、各種所得再分配の効果によって、各年齢層においてジニ係数は低下(格差が縮小)する。

(備考) 厚生労働省「所得再分配調査」

●成長と格差

経済成長と格差の関係については、市場原理の下で経済成長すると、勝者と敗者に分かれるために、格差を拡大させるという面と、一方で、経済成長が停滞すれば再分配に充てられる果実が生まれなため、それに伴い格差が固定化するという面がある。

また、所得格差が拡大すると、経済成長が低下する、という方向性での分析がある。近年、多くの先進諸国では、過去30年で富裕層と貧困層の格差が最大となる一方、中長期的な成長率が低下しているとされる。成長のエンジンは人的資本であり、格差の存在、程度が人的資本の蓄積に悪影響を及ぼさないことが重要である。

また、経済成長の果実の分配は、市場原理に委ねても相応に進むという考えがある。経済にはそういう面もあると考えられるが、人口急減・超高齢化へ向かっている日本の状況に照らせば、前述のとおり、社会保障制度などによる再分配をきちんと行いながら、人口問題や若者層の貧困問題へ適切に対応していくことが重要である。

●地域の格差

日本では戦後、三大都市圏を中心とした都市圏と、農漁村を含む地方圏との間での所得格差が続いてきた。そして、こういった所得格差と人口移動の間には密接な関係があり、より所得の高い魅力的な地域に、地方から若年層を中心に人口が流出してきたと考えることができる。

一方で、都市圏と地方圏の格差を考える際に、単純に所得格差のみを比較してよいのかという問題もある。地域によって生活に必要な費用は異なり、また物価の違い、住宅環境の違いなどがある。単に所得の金額だけを比較してどちらが豊かかを論じることは必ずしも適切ではないであろう。

なお前述したとおり、近年、経済の水準というよりも経済状況の好不況が、若年層の人口移動や出生率に影響を及ぼす傾向が出てきているとみられる。

〈図表 3-2-14-3 東京圏における転入超過数と所得格差の推移〉



(備考) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」、内閣府「県民経済計算」

転入超過数は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一都三県の転入超過数計。

所得格差は県民経済計算の「一人当たり県民所得」の全国計に対する東京都の比率。

Q15 世界の中の日本経済の位置づけはどのようになっていますか。

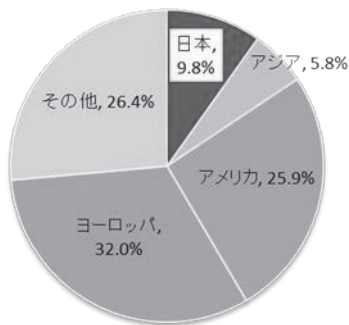
A15

●世界でのプレゼンス

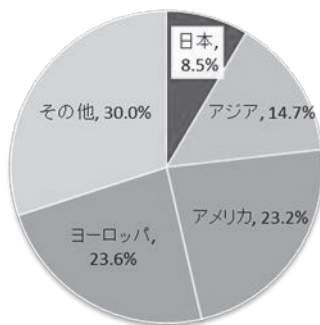
世界経済における日本のプレゼンスは弱まりつつある。世界の GDP に占める日本の割合の推移をみると、1980 年に 9.8%だったものが、1995 年には 17.6%まで高まった後、2010 年には 8.5%になり、ほぼ 30 年前の位置付けに戻っている。現在のまま推移した場合には、国際機関の予測によれば、2020 年には 5.3%、2040 年には 3.8%、2060 年には 3.2%まで低下する。こうした「現状のまま推移した場合」の予測を変えていく努力が求められる。

<図表 3-2-15-1 世界経済（GDP）に占める国・地域別割合の推移>

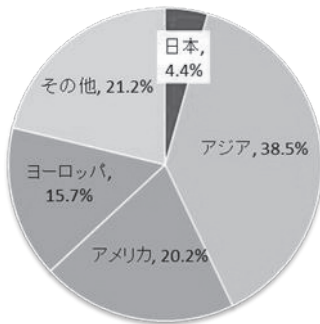
<1980 年>



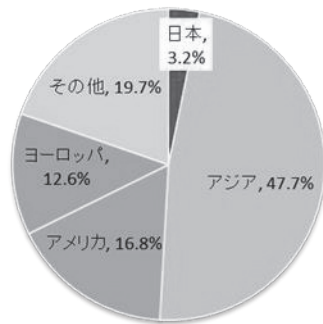
<2010 年>



<2030年>



<2060年>



(備考) IMF “World Economic Outlook Database, October 2014”、OECD “Economic Outlook (May 2014)” をもとに作成

*アジアは次の4か国：韓国、中国、インド、インドネシア

*ヨーロッパは次の15か国：アイルランド、イギリス、イタリア、オーストラリア、オランダ、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルグ

「選択する未来」委員会 第13回（平成26年11月14日）「選択する未来」委員会報告＜参考資料集＞より抜粋

なお、約10年前の経済財政諮問会議の専門調査会報告によれば、やはり長期的に世界のGDPに占める日本の割合は低下していくと予測していたが、当時の報告よりも現時点での見通しはさらに厳しくなっていると見える。報告は、1995年から2004年の実質GDP成長率等のトレンドが今後も継続するという仮定を置き計算した場合、世界経済に占める日本のシェアは、2030年には2004年の4分の1程度に大幅に低下すると試算した。経済規模では、2014年頃に中国に追い抜かれ、2030年頃にインドにほぼ肩を並べられ、2030年には、米国、中国、ユーロ圏に次いで、世界で4番目となっていると見込まれていた。構造改革が進まない場合、2030年には、一人当たりGDPでも、米国やユーロ圏を大きく下回り、韓国が日本を上回っていると見込んでいた。実際には、中国に名目GDPでは2010年に抜かれており、当時の予測よりも早いペースで日本経済の立ち位置が弱くなってきているといえる。

●日本のブランド力

グローバル化が進み、ヒト、モノ、カネ、ジョウホウの往来が自由になってくると、単に価格が安いことだけでは競争力を持たなくなってくる。品質や特徴的な価値が改めて見直されるようになると、日本の良さが再認識される可能性がある。日本独自の自然や歴史・文化を背景とした個性、日本発のビジネスの仕組みを発展させた新たなビジネスモデル、ロボットなどの先進的な技術などの組み合わせによって、改めて競争力を強めていく余地は十分にある。

●世界への貢献

少子化、高齢化、低成長はいずれの先進諸国でも直面している課題である。日本の少子化や高齢化は特に深刻であるが、これらに起因する諸課題への解決の処方箋が得られれば、それは他の先進諸国に先駆けたモデルを提示するものとなる。

世界でのプレゼンスを維持し、政治、経済、金融などの領域でしっかりと地位を占めて積極的な役割を果たすとともに、新たなフロンティアにおいて独自の貢献をしていくことが期待される。

第3節 地域社会をめぐる現状と課題

Q16 地域別の人口動向にはどのような特徴がありますか。

A16

●地域ごとの高齢化率・出生率

現在の日本の人口動向の特徴としては、高齢化が進行しており、平均寿命のさらなる延伸が続いていること、少子化の流れが止まらず、子どもの数の減少が続いていること、両方の要因から生産年齢人口が減少していることなどがあげられる。

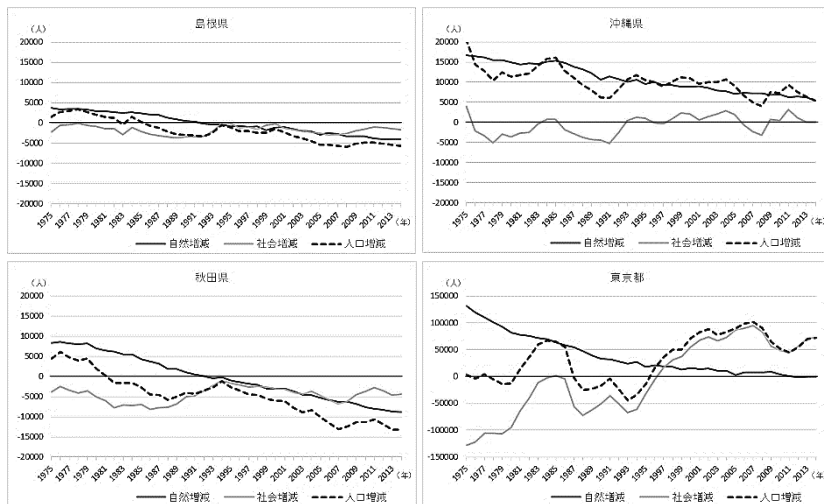
2014年の人口推計によると、全国の高齢化率は26.0%、合計特殊出生率は1.42である。都道府県単位でみると、高齢化率が高い地域は秋田県32.6%、高知県32.2%、島根県31.8%、山口県31.3%、和歌山県30.5%などであり、低い地域は沖縄県19.0%、東京都22.5%、愛知県23.2%、神奈川県23.2%、滋賀県23.4%となっている。また、合計特殊出生率の高い地域は沖縄県1.86、宮崎県1.69、島根県・長崎県1.66、熊本県1.63などであり、低い地域は東京都1.15、京都府1.24、北海道・奈良県1.28、宮城県1.30などである。

このように、高齢化や少子化の状況には地域によって、大きな違いがある。

●自然増減・社会増減でみた特徴

地域における人口動向の変動要因は、出生・死亡による自然増減と転入・転出による社会増減があり、増減傾向や増減幅などは地域により違いがある。自然増減・社会増減を毎年見ることができると都道府県データについて、高齢化率と出生率が高い又は低い都道府県を組み合わせ、特徴的なところについて自然増減・社会増減の推移を見てみると以下ようになる。

＜図表 3-3-16-1 人口増減と自然増減数・社会増減数の推移＞



(備考) 厚生労働省「人口動態統計」及び総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」をもとに作成

例えば、秋田県は2014年に全国一高齢化率が高く、出生率は全国で10番目に低い。秋田県では1970年代以降1990年代末まで毎年数千人単位で社会減が続いた。これに伴って、自然増も減らし、1990年代半ばには自然増がなくなり、自然減に転じた。1990年代末以降は社会減が縮小しているが、自然減は収まらず、直近では約8,000人程度の自然減が生じている。その結果、1980年代前半から人口減少が始まり、2005年以降は年間10,000人以上減少している。

島根県は2014年に全国で3番目に高齢化率が高いが、出生率は全国で3番目に高い。島根県では秋田県ほどではないが小幅な社会減が1970年代から続いている。また、秋田県より遅れて1990年代前半には自然増がなくなり自然減に転じている。その結果1980年代前半から人口減少が始まっているが、2000年代半ば以降は5,000人程度の人口減少が続いている。

東京都は、2014年の高齢化率が全国で2番目に低いが、出生率は全国一低い。東京都の場合、1970年代は100,000人以上の自然増であったが年々その数は減少し、2012年からは自然減に転じている。逆に社会増減は1970年代

には 100,000 人以上の減少しており、1985 年に一度社会増に転じたものの、1986 年以降は再度社会減となったが、1996 年から 2014 年までは継続して増加している。その結果、1990 年代半ばまでは人口増減を繰り返したが、それ以降は人口が増加しており、1990 年代末以降は約 50,000 人から 100,000 人程度の人口増加が続いている。

沖縄県は 2014 年の高齢化率は全国一低く、出生率は全国一高い。沖縄県では、1970 年代は 15,000 人以上の自然増であり、その数は減少しているものの、2013 年でも 5,000 人の自然増をしている。社会増減は 1990 年代前半までは減少の傾向だが、それ以降は小幅ながら社会増の傾向が見られる。

高齢化率が低く出生率が高い沖縄県では、伝統的な相互扶助の文化が根付いており、親密な人間関係に基づいた地域の子育て力が確保されているほか、保育施設が充実し、特に認可外保育施設の入所割合が高いなど、働く女性の育児支援が整っているという特徴がある。

●市区町村ごとの高齢化率・出生率

市区町村ごとの高齢化率及び出生率を市区町村単位で見してみる。

高齢化率で最上位 10 位までの町村では 50% を超えている。高齢化が進行している市区町村と、前章で見た普通出生率が低位の市区町村はほぼ一致する。

<図表 3-3-16-2 2010 年の高齢化率 上位 10 市区町村>

市区町村名	高齢化率 2010年
群馬県 南牧村	57.2%
福島県 金山町	55.1%
長野県 天龍村	54.1%
高知県 大豊町	54.0%
福島県 昭和村	53.2%
徳島県 上勝町	52.4%
群馬県 神流町	52.3%
長野県 大鹿村	51.6%
奈良県 川上村	50.7%
和歌山県 北山村	50.4%

(備考) 総務省「国勢調査報告」より引用

また、2010年で人口が1,000人を下回っている市区町村数は26であり、沖縄県が5、長野県が4、東京都・奈良県が3などとなっている。

<図表 3-3-16-3 2010年の人口 下位20市区町村>

市区町村名	人口 2010年
東京都 青ヶ島村	201
東京都 利島村	341
東京都 御蔵島村	348
新潟県 粟島浦村	366
高知県 大川村	411
鹿児島県 三島村	418
沖縄県 渡名喜村	452
和歌山県 北山村	486
奈良県 野迫川村	524
長野県 平谷村	563
福島県 檜枝岐村	636
長野県 売木村	656
島根県 知夫村	657
鹿児島県 十島村	657
沖縄県 北大東村	665
奈良県 北上山村	683
山梨県 丹波山村	685
沖縄県 渡嘉敷村	760
山梨県 小菅村	816
奈良県 黒滝村	840

(備考) 総務省「国勢調査報告」より引用

2010年で合計特殊出生率が1を下回っている市区町村数は12であり、東京都が9、埼玉県が2、大阪府が1となっている。

<図表 3-3-16-4 2008年-2012年の合計特殊出生率 下位10市区町村>

市区町村名	合計特殊出生率 2008年-2012年
東京都 豊島区	0.81
大阪府 豊能町	0.82
東京都 新宿区	0.85
東京都 中野区	0.85
東京都 目黒区	0.86
東京都 渋谷区	0.87
東京都 世田谷区	0.92
東京都 文京区	0.93
埼玉県 毛呂山町	0.94
東京都 武蔵野市	0.95

(備考) 厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」より引用

Q17 少子化の動向や取組は地域別に見るとどのようなことが言えますか。

A17

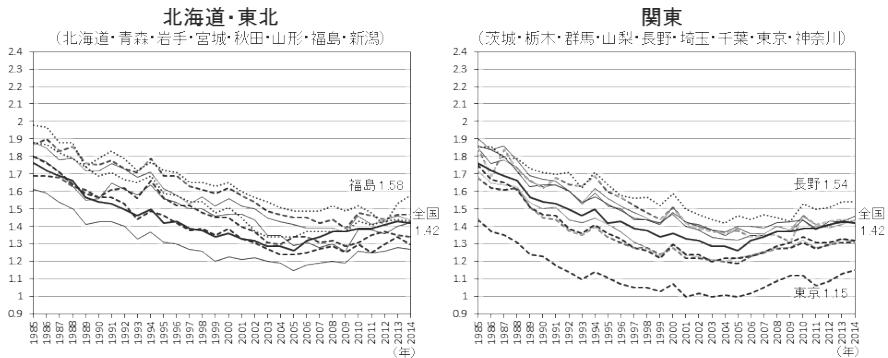
●出生率の地域差

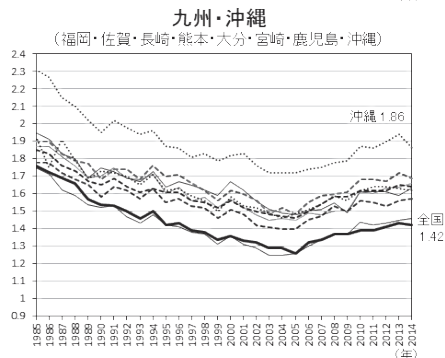
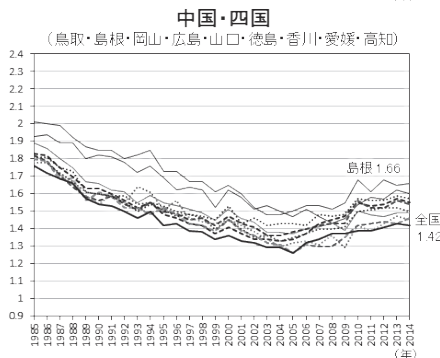
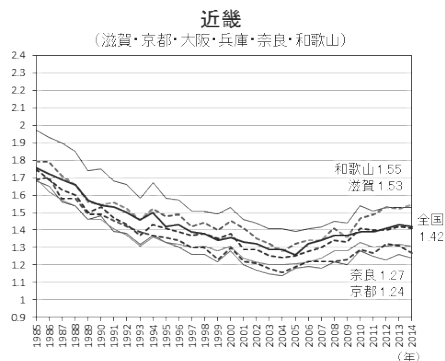
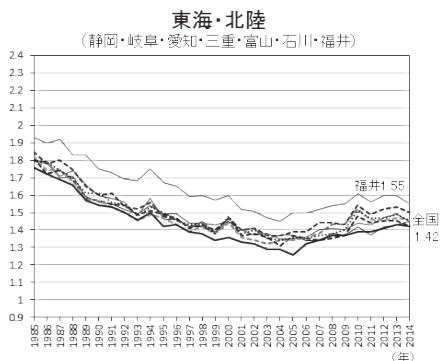
2014年の全国各地域の合計特殊出生率をみると、東海・北陸、中国・四国、九州・沖縄地域の都道府県は全国平均(1.42)より高い水準で推移している。中でも沖縄県は目立って高い水準を維持している。

一方で北海道・東北、関東、近畿地域の都道府県は、全国平均よりも低い水準で推移しているところが多い。合計特殊出生率が全国平均より低いのは11県(北海道、宮城、秋田、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、奈良)である。

合計特殊出生率上位5県(沖縄・宮崎・島根・長崎・熊本)の人口は日本の総人口のわずか5.05%を占める一方、下位5県(東京・京都・北海道・奈良・宮城)は19.75%を占める状況である。

<図表 3-3-17-1 全国各地域における合計特殊出生率の推移>





(備考) 厚生労働省「人口動態統計」をもとに作成。2013年までは実績。2014年は概数。

大都市部（政令市等）の合計特殊出生率をみると、所在する都道府県の出生率より概ね低い傾向を示している。特に、札幌市、仙台市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市等が著しく低い。ただ、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市のように、全国平均よりも出生率が高い例もみられる。出生率の地域差は、都道府県間だけでなく、都道府県内の都市部と周辺地域における人口構成の違い等により生じることが確認できる。

＜図表 3-3-17-2 大都市部（政令市）における合計特殊出生率の推移＞

	都道府県			政令市			
	H10-14	H15-19	H20-24		H10-14	H15-19	H20-24
北海道	1.22	1.19	1.25	札幌市	1.09	1.01	1.08
宮城県	1.35	1.28	1.29	仙台市	1.26	1.16	1.21
埼玉県	1.26	1.26	1.31	さいたま市	1.31	1.26	1.34
千葉県	1.25	1.26	1.33	千葉市	1.25	1.23	1.32
東京都	1.03	1.04	1.11	東京区部	0.98	0.99	1.07
神奈川県	1.25	1.24	1.30	横浜市	1.25	1.22	1.29
				川崎市	1.29	1.23	1.30
				相模原市	1.27	1.20	1.27
新潟県	1.47	1.38	1.42	新潟市	1.27	1.24	1.29
静岡県	1.47	1.44	1.53	静岡市	1.34	1.30	1.40
				浜松市	1.52	1.48	1.57
愛知県	1.39	1.39	1.51	名古屋市	1.24	1.25	1.35
京都府	1.23	1.20	1.27	京都市	1.11	1.10	1.16
				大阪市	1.21	1.20	1.25
大阪府	1.27	1.25	1.32	堺市	1.32	1.32	1.42
				神戸市	1.20	1.19	1.28
兵庫県	1.34	1.30	1.40	岡山市	1.49	1.37	1.44
岡山県	1.47	1.42	1.49	広島市	1.31	1.32	1.46
広島県	1.38	1.39	1.54	福岡市	1.18	1.13	1.24
福岡県	1.33	1.31	1.43	北九州市	1.35	1.34	1.50
				熊本市	1.43	1.41	1.49
熊本県	1.53	1.51	1.61				

（備考）厚生労働省「人口動態統計」をもとに作成

出生率に地域差が生じる理由については判明していないことが多い。

東京圏や政令市などの大都市部では、平均初婚年齢や第一子出生年齢について都市が所在する都道府県や全国平均のそれらより高い状況である。こうしたことは、出生率の地域差の要因の一つと考えられる。

一方で九州・沖縄地域は出生率が高く、出生率の低い北海道・東北地域は出生率が低いことについては、その理由は明確でない。親との同居・近居、出産・子育てに対する価値観、地域の伝統、雇用状況、東京圏との遠近などの影響が指摘されている。

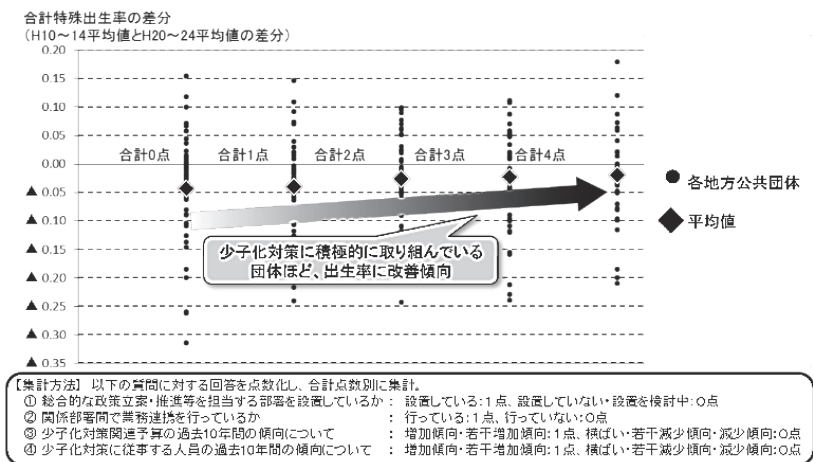
●少子化対策の実施状況

これまで行われてきた少子化対策は、主に待機児童対策といった保育サービスの充実が中心であり、地域で似通った内容であった。しかし少子化の要因は、地域ごとに大きく異なると考えられることから、多様な少子化対策のメニューを地域の実情に応じて柔軟に組み合わせ、実施していくことが求められる。

少子化対策に注力している地域では、出生率に相応に効果が発現していることが確認できる。

内閣府が実施したアンケート調査「地方公共団体における少子化対策等の現況調査について」（回答団体：1,535 団体/1,788 団体）によると、①総合的な政策立案・推進等を担当する部署の設置、②関係部署間での業務連携、③少子化対策関連予算の増額、④少子化対策に従事する人員の増員、の4点に取り組んでいる団体と取り組んでいない団体とでは、積極的に取り組んでいる（＝合計点数が高い）団体の方が過去10年間で合計特殊出生率に改善傾向が認められた。

＜図表 3-3-17-3 地方公共団体における少子化対策への取組状況と出生率の関係＞



(備考) 内閣府「地方公共団体における少子化対策の現況調査について」（2014年9月）の集計をもとに作成。

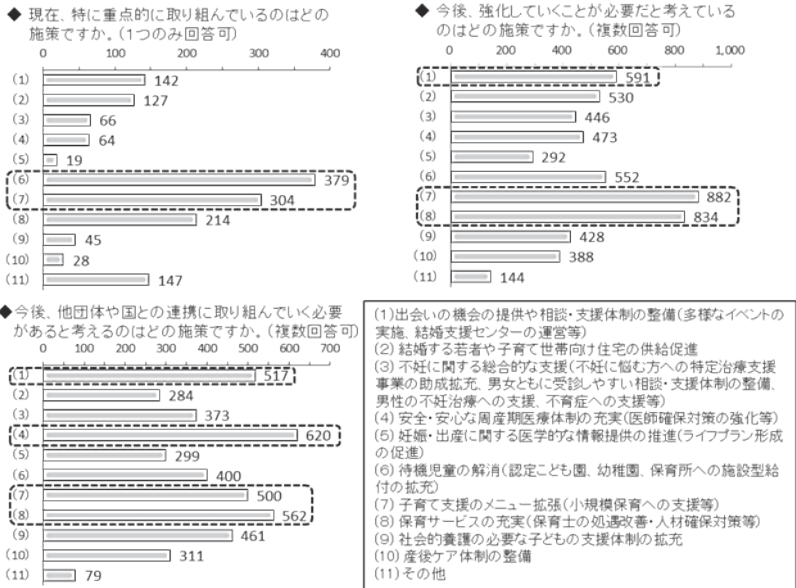
回答団体：1,535 団体/1,788 団体

さらに、重点的に取り組んでいる施策には、現状で（6）待機児童の解消や（7）子育て支援のメニュー拡張を挙げる団体が多い。

次に、今後強化が必要と考える施策には、（1）結婚に関する支援体制の整備、（7）子育て支援のメニュー拡張、（8）保育サービスの充実が挙げる団体が多く、少子化対策のメニューの多様化と質の向上に対するニーズが多いといえる。

そして、今後他団体や国との連携が必要と考える施策には、それらに加え、
 (4) 安心・安全な周産期医療体制の充実へのニーズが多い。広域的な取組
 みを要する課題については、基礎的自治体単独では困難が伴うため、連携協
 力が重要になっているといえる。

＜図表 3-3-17-4 地方公共団体における少子化対策の重点的取組施策＞



(備考) 内閣府「地方公共団体における少子化対策の現況調査について」(2014年9月)の集計をもとに作成。
 回答団体：1,535 団体 / 1,788 団体

Q18 地域別の経済動向にはどのような特徴がありますか。

A 18

●地域別経済動向の統計データの概要

地域経済の状況を示す統計データは、都道府県別と市区町村別があり、経済の活動主体や所得、生産・支出等に関するデータがあるが、主要なものとしては以下の表のようなデータがあげられる。都道府県別には、一定期間に域内で生み出された付加価値の合計金額を示すGDP（Gross Domestic Product）も推計されているほか、利用可能なデータは比較的多い。一方、市区町村には、GDPのような域内の経済活動の指標を一本化した経済指標は存在せず、利用可能なデータ数も少なく、地域の経済の動向をみるためには限られたデータをうまく組み合わせながら、バランスよく時系列、地域間の比較をする視点が重要となる。

＜図表 3-3-18-1 統計データ：都道府県別＞

No.	統計データ	出典元	調査名
1	農業産出額	農林水産省大臣官房統計情報部	生産農業所得統計
2	製造品出荷額等	経済産業省大臣官房調査統計グループ	工業統計調査
3	卸売業年間商品販売額	経済産業省大臣官房調査統計グループ	商業統計調査
4	小売業年間商品販売額	経済産業省大臣官房調査統計グループ	商業統計調査
5	事業所数	総務省統計局	事業所・企業統計調査報告 経済センサス-基礎調査
6	従業者数	総務省統計局	事業所・企業統計調査報告 経済センサス-基礎調査
7	課税対象所得	総務省自治税務局	市町村税課税状況等の調
8	財政力指数	総務省自治税務局	地方財政統計年報 都道府県決算状況調
9	有効求人倍率	厚生労働省職業安定局	職業安定業務統計
10	完全失業率	総務省統計局	労働力調査
11	県内総生産(名目)	内閣府経済社会総合研究所	県民経済計算
12	県民所得	内閣府経済社会総合研究所	県民経済計算
13	民間資本ストック	内閣府経済社会総合研究所	都道府県別民間資本ストック
14	新設投資額	内閣府経済社会総合研究所	都道府県別民間資本ストック
15	純除却額	内閣府経済社会総合研究所	都道府県別民間資本ストック
16	立地件数	経済産業省地域経済産業グループ	工場立地動向調査
17	敷地面積	経済産業省地域経済産業グループ	工場立地動向調査

＜図表 3-3-18-2 統計データ：市区町村別＞

No.	統計データ	出典元	調査名
1	農業産出額	農林水産省大臣官房統計情報部	生産農業所得統計
2	製造品出荷額等	経済産業省大臣官房調査統計グループ	工業統計調査
3	卸売業年間商品販売額	経済産業省大臣官房調査統計グループ	商業統計調査
4	小売業年間商品販売額	経済産業省大臣官房調査統計グループ	商業統計調査
5	事業所数	総務省統計局	事業所・企業統計調査報告 経済センサス-基礎調査
6	従業者数	総務省統計局	事業所・企業統計調査報告 経済センサス-基礎調査
7	課税対象所得	総務省自治税務局	市町村税課税状況等の調
8	財力指数	総務省自治税務局	地方財政統計年報 市町村別決算状況調
9	完全失業率	総務省統計局	国勢調査

●農業統計、工業統計、商業統計でみた市区町村の過去・現在の状況

「農業産出額」、「製造品出荷額等」及び「小売業年間商品販売額」の3つの統計データについて、市区町村別に1975（1974）年時点のデータを基準（＝100）として、1980（1979）年・2010（2006、2007）年の2時点のデータを指数化し、過去（1980（1979）年）と現在（2010（2006、2007）年）の状況を比較した。

※各項目のデータに欠損がある場合、近傍地点のデータと同値と見なした。全ての地点のデータが欠損の場合、各時点の指数を100とした。

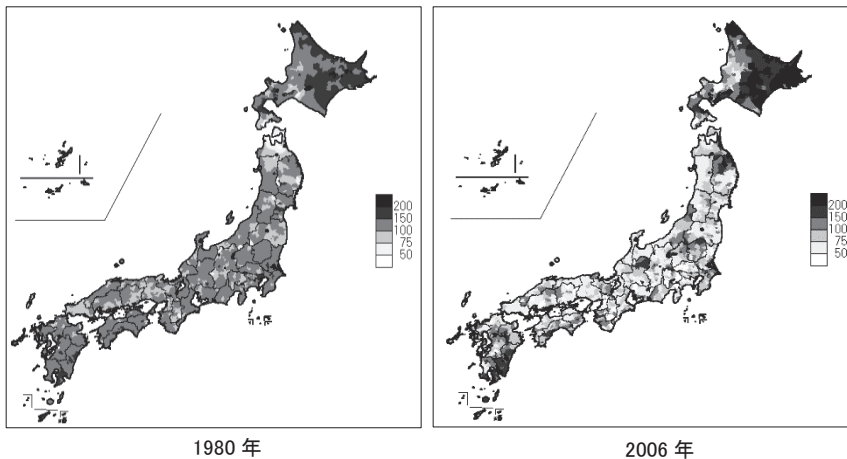
●農業産出額

農業産出額については、1980年時は全国的に1975年に比べ増加傾向にあったが、2006年時は全国的に1975年に比べ減少傾向にあり、約30年の間で1975年比75%未満の地域が大半となっている。他方、北海道、南九州、東京近郊の一部の市町村では、大きく増加している。

農業産出額の全国に占める割合の高い市区町村をみると、1980年と2006年では大きく入れ替わりが生じている。かつては米どころが多数を占めたが、最近では野菜果物等で特徴を出している産地が上位になってきている。夏秋トマト生産量全国一位（平成24年）の茨城県銚田市、甘藷生産量全国二位（平成18年）の鹿児島県鹿屋市、生乳生産量全国一位（平成18年）の北海道別海町及び甘藷生産量全国一位（平成18年）の鹿児島県南九州市等が2006年時の上位に位置付けている。

また、1980年に比べ2006年においては上位10市区町村の農業産出額が全国に占める割合が増加しており、農業を頑張っている地域とそうでない地域との差が大きくなってきているものとみられる。

<図表 3-3-18-3 農業産出額（指数）マップ>



(備考) 農林水産省「生産農業所得統計」をもとに作成

<図表 3-3-18-4 全国に占める農業産出額の割合が高い上位10市区町村>

(単位: %)

上位10市区町村	全国に占める割合
新潟県 新潟市	0.79
静岡県 浜松市	0.59
愛知県 豊橋市	0.59
愛知県 田原市	0.54
宮崎県 都城市	0.51
熊本県 熊本市	0.51
群馬県 前橋市	0.46
秋田県 横手市	0.41
山形県 鶴岡市	0.38
青森県 弘前市	0.37

1980年

(単位: %)

上位10市区町村	全国に占める割合
愛知県 田原市	0.83
宮崎県 都城市	0.80
新潟県 新潟市	0.75
静岡県 浜松市	0.62
茨城県 鉾田市	0.62
愛知県 豊橋市	0.54
鹿児島県 鹿屋市	0.51
熊本県 熊本市	0.51
北海道 別海町	0.49
鹿児島県 南九州市	0.48

2006年

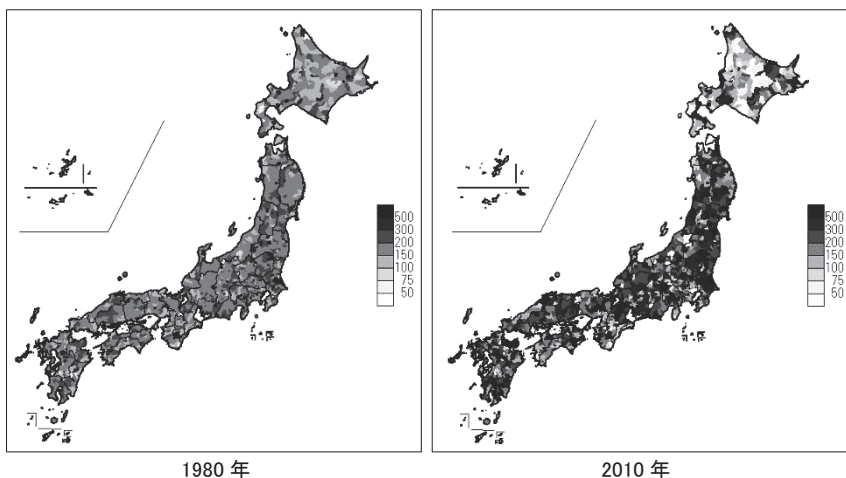
(備考) 農林水産省「生産農業所得統計」をもとに作成

●製造品出荷額等

製造品出荷額等については、1980年時は1975年に比べ全国的に増加傾向にあったが、2010年時は1975年に比べ50%以上減少している地域が北海道、東北日本海側、北陸、山陰、四国等多数見受けられる。一方、東北太平洋側、名古屋圏、九州等は大きく伸ばしている。

2010年時の上位市区町村をみると、1980年時に比べ上位10市区町村はすべて入れ替わっており、県内最大の工業団地を有し、医薬品、半導体、自動車組み立て工場を含む自動車関連企業等が立地し飛躍的な発展を見せている岩手県金ヶ崎町や、自動車産業やIC産業等の企業立地の実現により工業都市として発展している福岡県宮若市や、半導体、家電製品製造の拠点工場が立地し先端技術産業を中心に発展している大分県国東市や、新潟東港が建設されたため港湾部に金属加工業、食品製造産業などの企業が集積し工業地帯を形成し発展を続けている新潟県聖籠町や、電子機器メーカーを誘致したことで発展を続けている山梨県忍野村等があげられる。

<図表 3-3-18-5 製造品出荷額等（指数）マップ>



(備考) 経済産業省「工業統計調査」をもとに作成

＜図表 3-3-18-6 製造品出荷額等の指数の高い上位10市区町村＞

		上位10市区町村	指数			上位10市区町村	指数	
町 村	青森県 東通村		8,547	市	福岡県 宮若市		7,426	
	熊本県 大津町		1,321		大分県 国東市		6,746	
	福岡県 みやこ町		1,315		町 村	新潟県 聖籠町		17,560
	福岡県 上毛町		1,196			山梨県 忍野村		15,351
	奈良県 十津川村		964			埼玉県 美里町		12,610
	福岡県 赤村		912			岩手県 金ヶ崎町		9,282
	宮崎県 五ヶ瀬町		868			群馬県 昭和村		8,277
	佐賀県 江北町		790			山梨県 鳴沢村		6,346
	北海道 訓子府町		709			山梨県 昭和町		5,538
	福島県 柳津町		696			宮城県 松島町		5,359
1980年			2010年					

(備考) 1. 経済産業省「工業統計調査」をもとに作成。

2. 製造品出荷額等の指数について

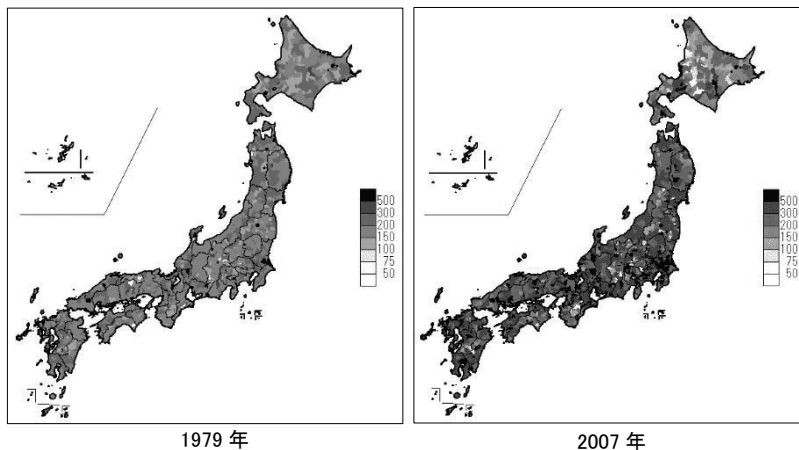
算定式：1980年（または2010年）の製造品出荷額÷1975年の製造品出荷額×100
 1975年の製造品出荷額等を基準（＝100）として、1980年、2010年の各市区町村の製造品出荷額等の増減を指数として示したものを。

●小売業年間商品販売額

小売業年間商品販売額は、全般的に増加を続けているが、ベッドタウン化が進んでいる地域を中心として大きく伸ばしている。

上位の市区町村を1979年と2007年とで比較すると大半は入れ替わっているが、市内に限らず周辺市町や県外からも多くの人々が訪れる大型商業施設を有する岐阜県本巣市は両時点において上位に位置付けている。一方で、2007年の上位の市区町村をみると、高速道路からのアクセスの良い場所に大型商業施設を有し周辺市町や県外から人々が集まる鳥取県日吉津村、大型商業施設を有し熊本市通勤通学圏の住宅地として発展している熊本県菊陽町、仙台市通勤通学圏の住宅団地を中心に人口が増加している宮城県利府町等がある。

＜図表 3-3-18-7 小売業年間商品販売額（指数）マップ＞



（備考）経済産業省「商業統計」をもとに作成

＜図表 3-3-18-8 小売業年間商品販売額の指数の高い上位10市区町村＞

	上位10市区町村	指数		上位10市区町村	指数
市	岐阜県 本巣市	953	市	岐阜県 本巣市	6,853
	山梨県 甲斐市	591		愛知県 長久手市	3,872
町村	熊本県 相良村	863	町村	熊本県 菊陽町	6,743
	福岡県 東峰村	833		鳥取県 日吉津村	6,488
	島根県 吉賀町	723		宮城県 利府町	6,285
	鳥取県 伯耆町	711		熊本県 嘉島町	6,116
	愛知県 設楽町	681		山梨県 昭和町	6,109
	島根県 美郷町	584		宮城県 富谷町	5,880
	熊本県 産山村	547		北海道 釧路町	4,747
	埼玉県 三芳町	542		福岡県 那珂川町	4,173

（備考）1. 経済産業省「商業統計」をもとに作成。

2. 小売業年間商品販売額の指数について

算定式：1979年（または2007年）の小売業年間商品販売額 ÷ 1974年の小売業年間商品販売額 × 100

1974年の小売業年間商品販売額を基準（=100）として、1979年、2007年の各市区町村の小売業年間商品販売額の増減を指数として示したもの。

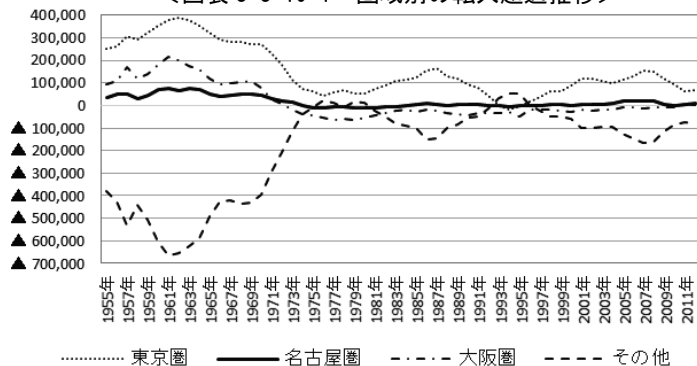
Q19 東京への人口や経済の集中はどのように推移してきましたか。

A19

現在の日本が直面している基本的な課題、すなわち、人口急減、超高齢化に向けた流れは着々と進行しており、全国の人口総数を時系列でみると、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）の人口は、1975年以降、増加を続けているのに対し、他の地域は横ばい、若しくは減少の一途をたどっている。東京圏に在住する人口の総人口に占める割合は、約24%から約28%まで約4%上昇し、特に2000年代に入ってからこの10年ほどで約2%上昇している。

他方、圏域別の転入超過数をみると、高度経済成長期（1960年代）、バブル経済期（1980年代後半）、2000年代と3度の大きな波が訪れているのがわかる。（図表3-3-19-1参照）東京圏の転入超過数は、その他の地域（他圏域以外の道県）と反比例するように推移しており、地方部からの人口集中を顕著に表している。

<図表 3-3-19-1 圏域別の転入超過推移>

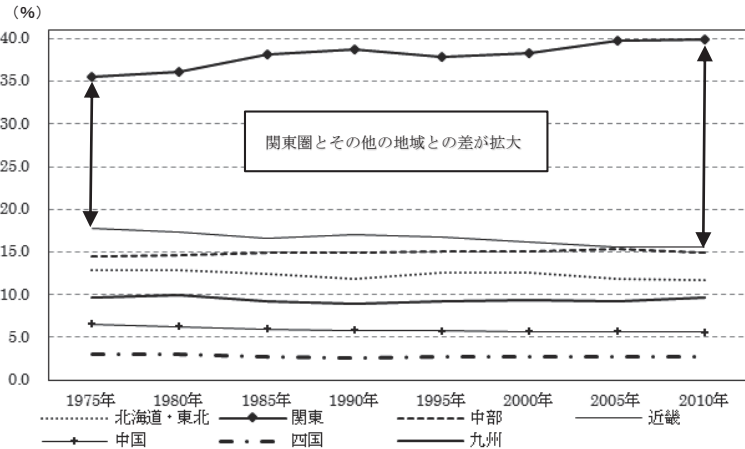


（備考）総務省「住民基本台帳人口移動報告」をもとに作成。

この背景には、経済動向、特に働く場所の問題があると考えられ、1980～1990年代にいったん差は縮まったが、1990年代末からまた拡大してきていることを以下に示す。

経済動向について、県内総生産をみてみると、東京を含む関東圏は、全国に占める県内総生産のシェアが1975年に35.5%であったのが、2008年には40%に達するなど2010年まで終始トップのシェアである。一方、関東圏の次にシェアを占めている近畿圏は、1975年に18%に達して以降、徐々に減少を続け2005年には15.5%までシェアを落としている。中部圏、九州圏が微増し、その他の地域は減少している。以上のように各圏域の圏内総生産減少分の多くが関東圏へ流出しており、東京に経済活動が集まっている。（図表3-3-19-2参照）

<図表3-3-19-2 地域ブロック別県内総生産の全国に占める割合>



(備考) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「県内総生産年報」をもとに作成。

※地域ブロック（内閣府「平成23年度県内総生産」における地域区分を参照）

北海道・東北：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

中部：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

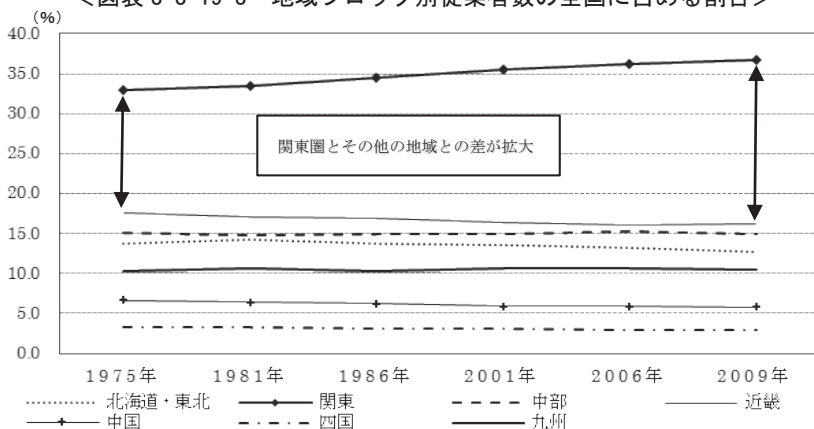
四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

総務省統計局が事業所・企業統計調査（1975～2006年）及び経済センサ基礎調査（2009年）において調査している従業者数をみると、東京を含む関東圏は、全国に占める従業者数のシェアが1975年に33.0%であったのが、

2009年には36.7%までシェアを伸ばし続けており、ここ30数年間トップのシェアを占めている。一方、関東圏の次にシェアを占めている近畿圏は、1975年に17.7%を占めていたが、徐々に減少を続け2009年には16.2%までシェアを落としている。両者の差は、1975年時に15.3%であったが、2009年時には20.5%まで広がっており、関東圏外の地域から事業所進出、あるいは東京での新規起業が進み経済の中心が東京へ集中する傾向にあるとみられ、地方から働く場所が減少しつつあると読み取れる。（図表3-3-19-3参照）

<図表3-3-19-3 地域ブロック別従業者数の全国に占める割合>

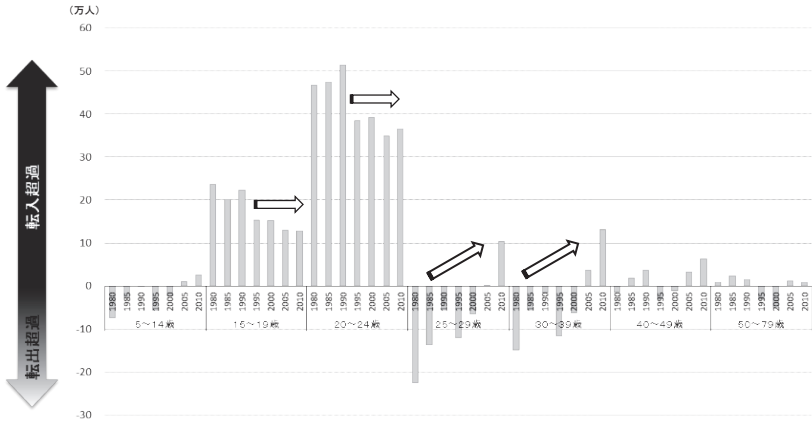


(備考) 総務省『事業所・企業統計調査(1975, 1981, 1986, 1991, 1996, 2001, 2006年)』『経済センサス-基礎調査(2009年)』をもとに作成。

※従業者数とは、株式会社(有限会社を含む。)、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社並びに会社以外の法人の従業者数を集計したもの。なお、個人経営の事業所、外国資本の法人の事業所は含まない。

2000年代に入ってから的人口集中の特徴としては、20歳代後半から30歳代は1990年代以前、転出超過で推移していたが、人口減少に伴って転出・転入ともに絶対数は小さいものの、今まで地方から転入してきて地方に戻っていたのが戻らなくなったことがあげられる。（図表3-3-19-4参照）

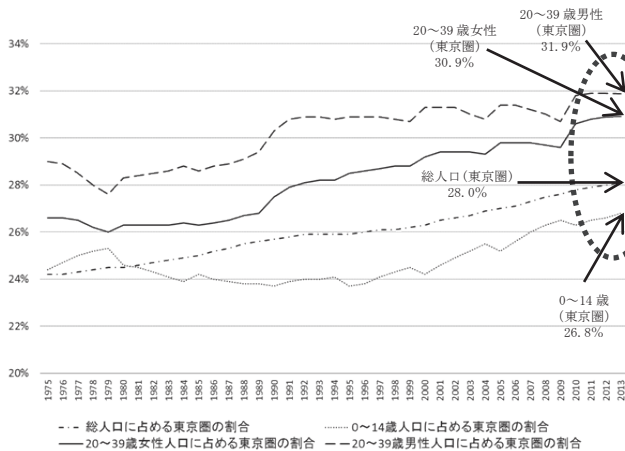
〈図表 3-3-19-4 年齢階層別東京圏への転入・転出超過数〉



(備考) 各年の年齢別転入・転出超過数については、総務省「国勢調査」をもとに作成。前回調査した年の人口に生残率を乗じて本年の期待人口（社会移動がないと仮定した人口）を算出し、本年の実際の調査人口から当該期待人口を減じて算出。

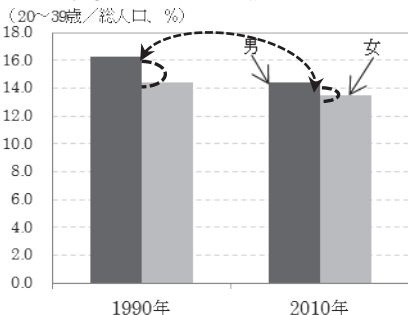
全国の年齢層別の総人口に占める東京圏の割合をみると、男性若年層（20～39歳）より女性若年層の方が1990年代以降、東京圏の割合が増加しており、女性若年層の東京圏への転入超過は目立って多くなっている。（図表 3-3-19-5、3-3-19-6 参照）

〈図表 3-3-19-5 全国の年齢階層別総人口に占める東京圏の割合の推移〉



(備考) 総務省「国勢調査」、「人口推計」をもとに作成。

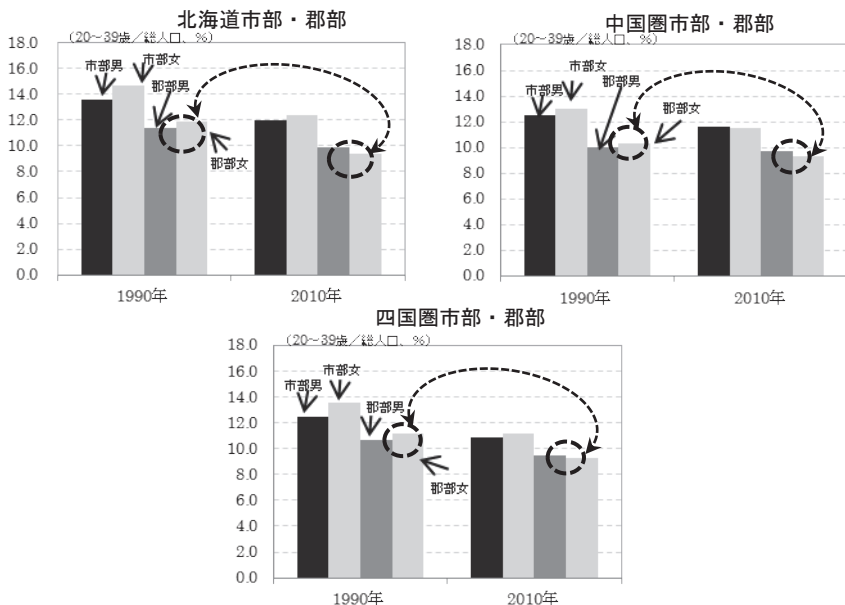
<図表 3-3-19-6 東京圏の20~39歳人口の総人口に占める割合>



(備考) 総務省統計局「国勢調査人口等基本集計」を基に作成。

また、北海道の男女別若年層人口の全国に占める割合を例にみると、郡部において若年女性比率が大きく低下しており、道内の市部を経由せず、東京圏へ転出しているとみられる。同様に中国圏、四国圏においても郡部における若年女性比率は大きく低下しており圏域内市部を経由せず、東京圏へ転出しているとみられる。(図表 3-3-19-7 参照)

<図表 3-3-19-7 北海道、中国地方、四国地方市部・郡部の20~39歳人口の総人口に占める割合>



(備考) 総務省統計局「国勢調査人口等基本集計」をもとに作成。

Q20 国土政策・地域政策はどのように変遷してきましたか。

A20

●国土政策・地域政策の変遷

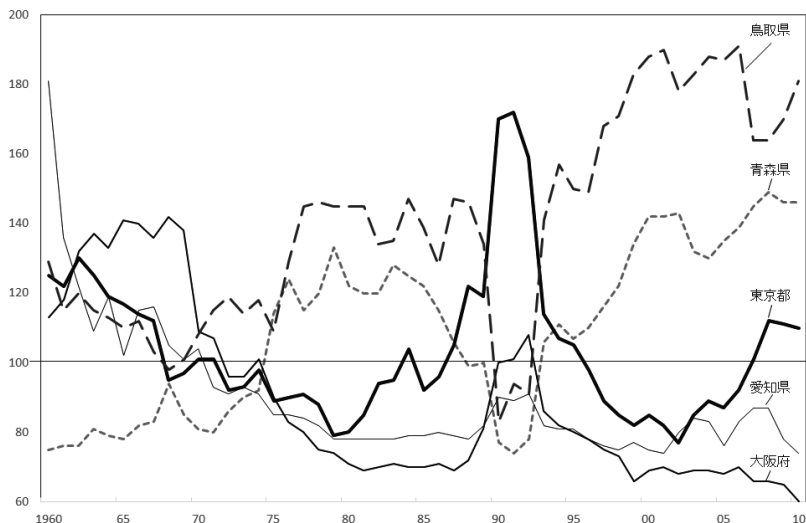
戦後日本の国土政策・地域政策は、国の主導による「国土の均衡ある発展」、
「地域間格差の是正」を基調とした、5次に渡る全国総合開発計画（全総）
及びその具体施策としての地域振興、産業立地・振興、大都市圏・地方圏の
社会資本整備等により実施されてきた。政策の大きな流れは、戦後復興期から
高度成長期にかけて、まず大都市圏への投資を集中的に行い、その後地方
圏への投資を行うというものであった。そして、近年では地方分権の進展など
により、地域の自主性に基づく、地方の主導による国土政策・地域政策が
指向されている。

戦後の地域開発の最も主要な柱は地域間格差の是正であったが、地域間格
差が生じた大きな要因は、高度成長期に生じた地方部から都市部への人口移
動であったと考えられる。戦後復興期に大都市圏を中心とする地域への産業
基盤整備が重点的に行われた結果、企業や行政機関、教育機関などが大都市
圏に集中し、特に、地域間の成長・発展力に格差が生じ、若年層を中心とし
て地方から都市に流入する。そうした生じた地域間格差と都市の過密化、地
方の過疎化に対処するために、その後、地方部の産業基盤整備が進められる
こととなった。

図表 3-3-20-1 は 1960 年以降の都道府県別 1 人当たり行政投資の中から、
三大都市圏の中心である東京都、大阪府、愛知県と地方圏の例として鳥取県
と青森県の 5 都府県の推移を、全国平均を 100 とした指標で表したものであ
る。行政投資とは国、地方公共団体等が行う道路や上下水道の整備など、社
会資本への投資であるが、指標が 100 を上回っていれば、全国平均よりも大
きな行政投資が行われたことを示している。この図からは以下の 3 点を読み
取ることができる。第一に、三大都市圏においては、1970 年代初め頃までは、
大きな 1 人当たり行政投資が行われたが、その後は 1980 年代後半からのバ
ブル経済期の一時期などを除き、全国平均を下回っていることである。第二

に、鳥取県と青森県の1人当たり行政投資が1970年前後に増加に転じ、バブル経済の一時期を除き、全国平均を上回るようになったことである。第三に、東京都と大阪府、愛知県は概ね似たような軌跡を辿っているものの、大阪府と愛知県が概ね全国平均以下であるのに対し、東京都は1980年代半ばと2000年代半ばに1人当たり行政投資が増加傾向に転じ、全国平均以上となっている点である。ここから、近畿圏、中京圏では起こっていない東京独自の一極集中の動きを読み取ることができる。

<図表 3-3-20-1 1人当たり行政投資の推移>



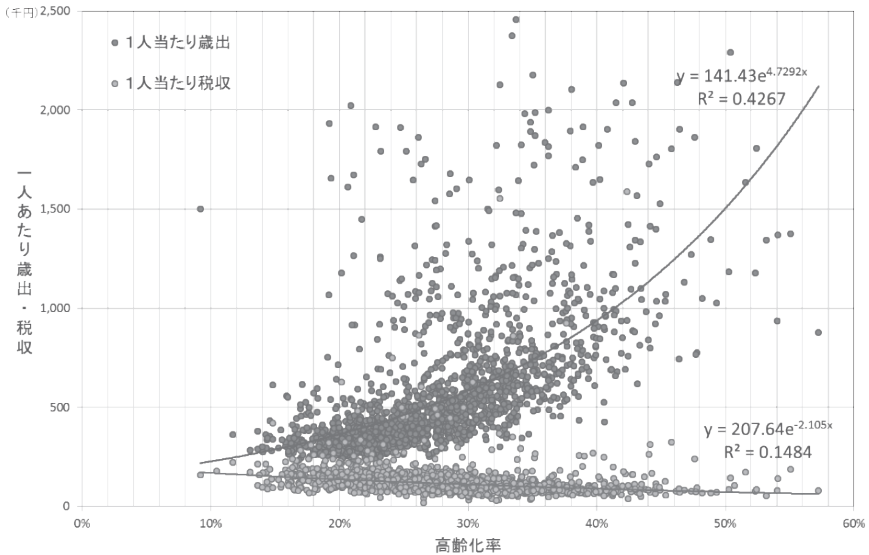
(備考) 行政投資実績：都道府県別行政投資実績報告書(総務省自治行政局)をもとに作成

全国総合開発計画に基づく地域開発施策などにより、工場・教育機関等の地方分散、中枢・中核都市の成長が進展し、社会資本も整備され、長期的にみれば、大都市圏への急激な人口流入は収束に向かい、地域間の所得格差もかなり縮小に向かった。さらにその後、個性豊かな地域社会の創造に価値を置く考えや、地方にできることは地方に任せるべきとの考えなどが重視される傾向が強まり、地域政策の方向性は地域の主導へと転換してきている。

●地域経済の課題

しかしながら、「国土の均衡ある発展」と「地域間格差の是正」が一定程度達成され、これからは地方主導の時代であるとされる一方、地方では少子高齢化と人口減少による自治体財政の悪化と地域経済の衰退に直面している厳しい現状がある。

＜図表 3-3-20-2 市区町村の高齢化率と財政の関係＞



(備考) 統計でみる市区町村のすがた 2014 (総務省統計局) をもとに作成

図表 3-3-20-2 は横軸に市区町村の高齢化率を、縦軸に住民1人あたり歳出と税収を示し、両者の関係を表したものである。この図からは、少子高齢化が進み、高齢化率が高い団体ほど、1人あたり税収は少なくなる右下がり傾向が読み取れる一方、高齢化率が高い団体ほど、1人あたり歳出は多くなる右上がりの傾向を示している。例えば、高齢化率が全国で最も高い群馬県南牧村(57%)や、高知県大豊町(54%)、徳島県上勝町(52%)では、1人あたり歳出に占める1人あたり税収の割合が1割にも満たない。同様の団体(岩手県、宮城県、福島県を除く)は南牧村などを含めて217団体があり、

1743 団体の約 12%を占めている。今のままで高齢化がさらに進行していけば、1人当たり税収はますます減少していく一方で、1人当たり歳出はますます増加していく。すなわち、地方の財政的自立性は失われ、国からの交付金や補助金への依存度が高まらざるを得ない状況にある。

2000年の地方分権一括法施行により、国と地方の役割分担は大きく見直され、地方の自立が制度的にも担保された。平成の市町村大合併、国庫補助負担金、地方税財源、地方交付税の三位一体改革が行われるとともに、規制改革による特区制度などの地域活性化施策が推進されている。しかしながら、地方分権改革により基礎自治体への権限委譲、財源移譲が進められたとしても、少子高齢化と人口減少への対策を早急に講じなければ、基礎自治体が自主性を発揮するための体力そのものが衰退することは避けられず、地域経済活性化の担い手としての基礎自治体の自立は困難と言わざるを得ない。国土政策・地域政策は人口に対する視点とこれに基づく取組を基調とすることがますます重要になると同時に、各自治体の政策においても同様の視点、取組が強く求められる。